

I 札幌市福祉のまちづくり条例のあらまし

1 条例の趣旨、概要

(1)札幌市における福祉のまちづくりの沿革

札幌市では、昭和 56 年に「札幌市福祉の街づくり環境整備要綱」を制定し、市民が利用する施設の整備指針を示し、公共建築物の整備を進めてきました。さらに、市、事業者、市民が協力・連携して、本市独自の施設整備を進める必要性が高まり、平成 10 年に「札幌市福祉のまちづくり条例」を制定しました。この条例では、事業者等が市内で公共的な施設の新築・改築等を行う際には、「札幌市福祉のまちづくり条例施行規則」で定める構造、施設に関する基準を守らなければならないこととし、建築確認の申請等を行う際には、整備基準の適合について事前協議を行うことを義務付けています。

令和 4 年には、市民、企業、行政などの多様な主体が札幌市の目指すべきまちの姿とまちづくりの方向性を共有し、共に取り組んでいくために、次の新たな 100 年の礎となる今後 10 年のまちづくりの基本的な指針として、「第 2 次札幌市まちづくり戦略ビジョン」を策定しました。この中で、まちづくりの重要概念として「ユニバーサル (共生)」が掲げられ、「誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会」を実現するにあたっては、多様性と包摂性があり、格差なく均等に機会が得られる社会の実現を目指して、移動環境や建物等のバリアフリー化や心のバリアフリーなどを進め、日常生活を始めとして様々な場面における障壁 (バリア) や困難を解消し、誰もが他者とつながり、交流できる環境を整えていくことが必要とされています。

(2)福祉のまちづくり条例の改正と、施設整備マニュアルの改訂

条例制定後、少子・高齢化の一層の進行や障がいのある方や高齢の方の社会進出がさらに進み、新たに整備すべき項目も出てきました。また、施設利用者や事業者から、より利用実態に合った整備基準を求める声も多くありました。さらに国において、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の建築物や公共交通機関のバリアフリーに関する法律が制定・改正され、また北海道においても「北海道福祉のまちづくり条例」が制定されました。この中で新たな整備項目が追加されるなど、条例を取り巻く関係法令も変化しました。これを受けて、本市では「福祉のまちづくり推進会議」において整備基準について検討を行い、①現在の整備基準の内容を利用実態に合ったものとする、②関係法令にはない本市独自の整備基準を含め、近年必要性が高まった整備基準を追加する、③関係法令が新たに取り入れた考え方を、本市の整備基準に採用することなどを目的として、平成 17 年 12 月に札幌市福祉のまちづくり条例を改正しました。

さらに、令和 2 年に公布された同法改正施行令の考え方に即し 500 m²未満の公共的施設におけるバリアフリー化を促進することなどを目的として、令和 5 年 12 月に札幌市福祉のまちづくり条例施行規則を改正しました。

さらに、条例の定める公共的施設の整備にあたっての考え方や手続きの概要を示し、整備項目ごとに整備基準をイラストを使って解説するとともに、整備基準を超えてさらに整備が望まれる事項についても掲載した「札幌市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」を平成 18 年に作成しましたが、発行から一定期間が経過する中、設計者等より、整備基準について、より分かりやすい解説を望む声が寄せられたほか、整備基準の数値のみでは表せない多様な利用者の特性やニーズに配慮した整備を進める必要があること、さらには、近年、需要が高まっている望ましい設備整備について、周知・啓発していく必要が生じたことから、令和 6 年 3 月に札幌市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルを改訂しました。

(3) 条例の概要

条例の基本理念

～ バリアフリー社会の実現 ～

障がい者や高齢者等が平等に社会に参画するうえでの、4つの障壁(バリア)の解消を目指します

- 交通機関、建築物等における物理的な障壁の解消
- 資格制限等による制度的な障壁の解消

- 点字や手話サービスの欠如等による文化・情報面の障壁の解消
- 障がい者を庇護されるべき存在としてとらえる等の意識上の障壁の解消

第1章 総則

目的 すべての市民が安心して快適に暮らし、自らの意思で自由に行動し、あらゆる社会活動に参加できる福祉のまちづくりを総合的に推進し、すべての人にやさしいまちにしています。



2 整備にあたっての配慮

(1) すべての人に使いやすい建築物を目指した考え方

- ・建築物の設計では、可能な限りあらゆる人々の利用を想定しておくことが望まれます。
- ・すべての人に使いやすい建築物とは、地域で生活し、あるいは地域を移動するすべての人が利用しやすいことを目標として整備された建築物のことです。
- ・その範囲は、公共施設、民間施設を問わず、また、働く場であるか、遊ぶ場であるか、学ぶ場であるかを問わず、地域に存在する大半の建築物で、すべての人に使いやすい建築物を目指す必要があります。
- ・建築物の整備において、すべての人の公平な利用に供することは容易なことではないですが、設計者・施設管理者・行政・利用者等、様々な人々が、それぞれの立場で協力し合い、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した物理的環境の整備を図ることが求められます。
- ・設計者や施設管理者は、高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3年3月国土交通省）建築設計標準を参考にしながらも、画一的に適用するのではなく、想定される利用者の特性や施設用途、あるいは立地環境等を十分に考慮して整備方法を工夫し、建築物の計画・設計を行うことが求められます。

<利用者の特性に対応する建築的対応の考え方>

（高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3年3月国土交通省）より抜粋）

対象者	建築的対応の考え方
① 高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・加齢による移動の困難、視認性の低下、認知症の発症に伴う記憶障害、見当識障害、理解・判断力の低下等による転倒等の事故を未然に防ぎ、安全性確保（適度な照明、手すり、滑りにくい床材）への配慮が求められる ・機器類の操作性の確保が求められる
② 身体障がい者	肢体不自由者 （車いす使用者、杖使用者、上下肢障がい者等） <ul style="list-style-type: none"> ・高低差がバリアとなるため、上下移動に対する配慮や、高低差・段の解消が求められる ・スイッチ・ボタン類、機器類の設置位置、操作性の確保等への配慮が求められる ・上肢障がい者に対しては、設備や器具等の操作の容易性確保への配慮が求められる
	視覚障がい者 （全盲、弱視） <ul style="list-style-type: none"> ・視覚情報を聴覚等の情報として伝達することが求められる ・建築物等の認識や理解を助けるため、動線や配置のわかりやすさ、建物の用途や運営方法に応じた建築的対応、ガイドヘルプ・人的対応等のソフト面での対応が求められる ・視覚障害者誘導用ブロック等や音声誘導装置の適切な配置など、安全性や適切な誘導、注意喚起への配慮が求められる ・視覚障害者誘導用ブロック等の敷設方法、スイッチ・ボタン類等の位置、配置・形状の統一、標準化が求められる
	聴覚障がい者 （ろう者、難聴者） <ul style="list-style-type: none"> ・音情報を視覚情報として伝達することが求められる ・建物の用途や運営方法に応じた建築的対応と、手話・文字情報、人的対応等のソフト面での対応が求められる ・ヒアリングループの設置が求められる

対象者	建築的対応の考え方
内部障がい者 (腎臓、心臓、呼吸器障害、人工肛門・人工膀胱保有者等)	<ul style="list-style-type: none"> ・腎臓、心臓、呼吸器障害の内部障がい者は、階段の昇降等が困難であるため、特に長い移動、上下移動に対する配慮が求められる ・人工肛門・人工膀胱保有者（オストメイト）に対しては、特に便所設備での配慮が求められる。
③知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の認識や理解を助けるため、動線や配置のわかりやすさの確保等、建築物の用途や運営方法に応じた建築的対応と、人的対応等のソフト面での対応が求められる ・案内表示には、図記号（ピクトグラム）やひらがなの併記が求められる
④精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の認識や理解を助けるため、動線や配置のわかりやすさの確保等、建築物の用途や運営方法に応じた建築的対応が求められるほか、人的対応等のソフト面での対応が求められる場合もある ・投薬や療養によって疲れやすい場合もあるため、休憩できる場（部屋やスペース）が必要となる
⑤発達障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の認識や理解を助けるため、動線や配置のわかりやすさの確保等、建築物の用途や運営方法に応じた建築的対応と、人的対応等のソフト面での対応が求められる ・言葉による認知が難しいこともあるため、案内表示には、図記号（ピクトグラム）の併記が求められる ・音や光に敏感な障害でもあるため、外部から音や光を遮り、一人で静かに過ごせる場（カムダウン・クールダウン室）が必要となる ・便所では、保護者等の異性同伴への配慮・工夫が求められる場合もある
⑥児童、乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ・成人と体格が異なることから、安全性の確保が重要となる。また低い目線位置からの視認性、操作性の確保への配慮が求められる ・乳幼児は保護者同伴の場合が大半であるため、建築的な対応では乳幼児連れ利用者（保護者）への対応が求められる 特に便所等では、乳幼児連れ利用者の性別によらない配慮が求められる（例：乳幼児用椅子、乳幼児用おむつ交換台を男女両方の便所または男女共用の便房に設置する） ・ベビーカー利用に対する配慮が求められる
⑦妊婦	<ul style="list-style-type: none"> ・階段の昇降等が困難であるため、特に長い移動、上下移動への配慮が求められる ・足元が見えないこと、しゃがむ動作や前かがみの姿勢をとることが難しいこと等への配慮が求められる ・休憩できる場、ベンチが必要となる
⑧外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達上の配慮が求められる ・特に建築物の用途、運営方法に応じたソフト面での対応が求められる ・案内表示には、図記号（ピクトグラム）や多言語の併記が求められる
⑨上記以外の市民	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の寸法には個性があり、また誰にも、けがや病気等によって一時的な障害が生じる可能性がある ・誰にでも使いやすい建築物とするためには、様々な人体特性に留意し、適切な環境整備を行うことが求められる

(2)ユニバーサルデザインの基本的な考え方

バリアフリーが障がいによりもたらされる障壁（バリア）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。

国土交通省では平成 17 年 7 月に「ユニバーサルデザイン政策大綱」を策定し、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、今後、身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限りすべての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念に基づき政策を推進しています。

本市においても、誰もが安心して暮らせるまちづくりのため、障がい者や高齢者も乗り降りしやすく、大きな荷物の積み下ろしも容易なユニバーサルデザインタクシーの普及促進や、年齢、国籍、身体的な状況などを問わず、誰にでもわかりやすい情報提供を行うため、色覚の多様性に対応し、情報を正しく伝えるための指針として「広報に関する色のガイドライン」の作成・普及に取り組んでいます。

また、令和 2 年パラリンピック東京大会を契機として、全国にユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーを推進していくため、平成 29 年 2 月に「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」を決定し、取組みを進めています。



広報に関する色の
ガイドライン改訂版

(3)心のバリアフリー

「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことを意味し、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」に位置づけられています。

「心のバリアフリー」を体現するためのポイントは、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」では、以下の 3 点とされています。

- (1) 障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」を理解すること。
- (2) 障がいのある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- (3) 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

本市においても、市民が心のバリアフリーに関心を抱き、より身近なこととして感じられるように、啓発のためのシンボルマーク「心のバリアフリー推進マーク」を決定しました。

また、心のバリアフリーを推進していくため、「心のバリアフリーガイド」を作成し、普及啓発に努めています。



心のバリアフリー推進マーク



心のバリアフリーガイド

(4) 「身体障害者補助犬法」の配慮

身体障害者補助犬は、目や耳、手足に障がいのある人をサポートする「盲導犬」、「介助犬」、「聴導犬」のことです。障がいのある人の自立と社会参加をするための大切なパートナーで、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定されています。

盲導犬	見えない、見えにくい方が安全に歩けるようにサポートします。障がい物を避けたり、立ち止まって曲がり角や段差を教えたりします。ハーネス（胴輪）をつけていて、「盲導犬」と表示しています。
介助犬	手や足に障がいのある人の日常生活動作をサポートします。物を拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、脱衣の介助などを行います。「介助犬」と表示しています。
聴導犬	聞こえない、聞こえにくい人に必要な生活音を知らせます。玄関チャイム音、メールや FAX 等着信音、赤ちゃんの泣き声、車クラクション等を聞き分け教えます。「聴導犬」と表示しています。

身体障害者補助犬法では、店舗や施設など不特定多数の人が利用する施設において、障がいのある人のパートナーである補助犬の同伴を受け入れを義務づけています。

補助犬の同伴を拒否することは、障がいのある人に対する差別行為に当たります。

(5)障害者差別解消法

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。

障害者差別解消法では、障がいのある人に「合理的配慮」を行うこと、不当な差別的取扱いの禁止を通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。

合理的配慮は、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）が求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障がいのある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

合理的配慮の提供については、これまで、行政機関等は法的義務、事業者は努力義務となってきましたが、令和 3 年 5 月の法改正により、民間事業者においても合理的配慮の提供が法的義務となりました。改正法は、令和 6 年 4 月 1 日から施行されます。

表 障害者差別解消法の法的拘束力

	障がいを理由とする差別	合理的配慮の提供
行政機関等 民間事業者	禁止	法的義務

《障がいを理由とする差別の例》

- ・障がいがあることを理由に、施設の利用や習い事の入会などを断ること。
- ・障がいがあることを理由に、アパートの契約を断ること。
- ・障がいがあることを理由に、説明会やシンポジウム等への出席を拒むこと。

※これらの例は、正当な理由がないことを前提とする。

3 基準となる幅や広さ等の基本的な考え方

施設整備にあたり、整備基準と誘導基準の考え方は、主に車いす使用者や杖使用者等の動作寸法に基づいて設定しています。それらの具体的な根拠と寸法は以下のようになっています。

(1) 車いすの基本寸法

● 手動車いすの寸法 JIS T 9201(車いす)

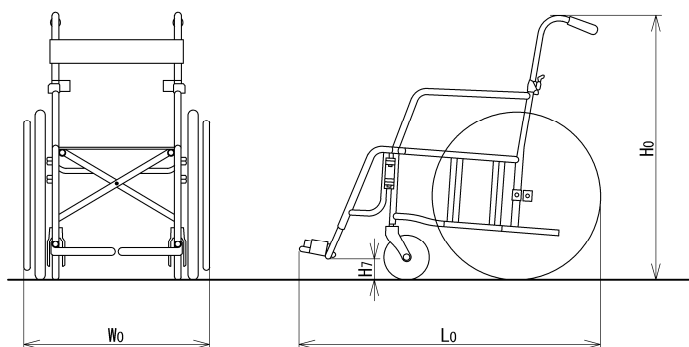
JIS規格（日本産業規格）では手動車いすの種類、性能、構造、寸法形状、外観、試験方法等が標準化されている。

手動車いすは、主としてその外観及び用途によって、自走用と介助用に分類されている。自走用には、標準形、室内形、座位変換形、スポーツ形、パワーアシスト形、特殊形があり、介助用には標準形、室内形、座位変換形、浴用形、パワーアシスト形、特殊形がある。

JIS規格では、座面高さの規定がないが、介助用車いすでは、自力移動を助けるために座面高さが低くなっているものがあるため、設計の際には配慮を要する。

自走用標準型車いすの例

(JIS T 9201の車いす寸法図をもとに作成)



■ JIS T 9201 (手動車いす) における手動車いすの寸法 (単位: mm)

部位	寸法値 ^{b)}
全長 (L_0)	1200 以下
全幅 (W_0)	700 以下
フットホート高 (H_7)	50 以上
全高 (H_0) ^{a)}	1200 以下

a) ヘッドサポートを外した時

b) リクライニング機構及び/又はティルト機構を装備する車椅子は、標準状態の寸法とする。

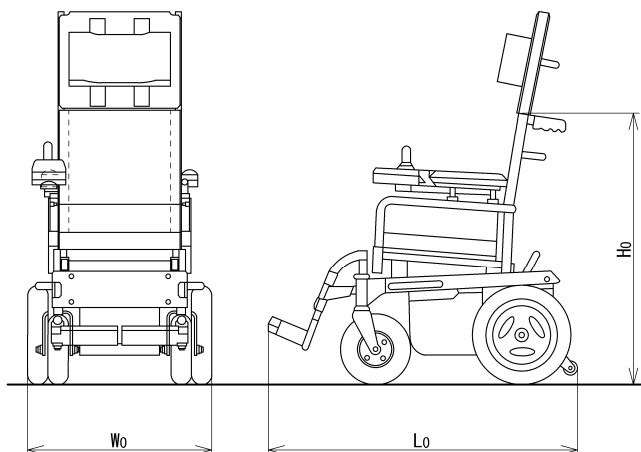
● 電動車いすの寸法 JIS T 9203(車いす)

JIS規格では電動車いすの種類、構造、寸法及び角度、外観、試験方法等が標準化されている。

電動車いすは、主としてその外観及び用途によって、自操用と介助用に分類されている。

■ 電動車いす (自操用標準型) の例

(JIS T 9203の自操用標準型車いすの図をもとに作成)



■ JIS T 9203 (電動車いす) における電動車いすの最大寸法 (単位: mm)

区分	最大寸法 ^{a)}
全長 (L_0)	1200
全幅 (W_0)	700
全高 (H_0) ^{b)}	1200

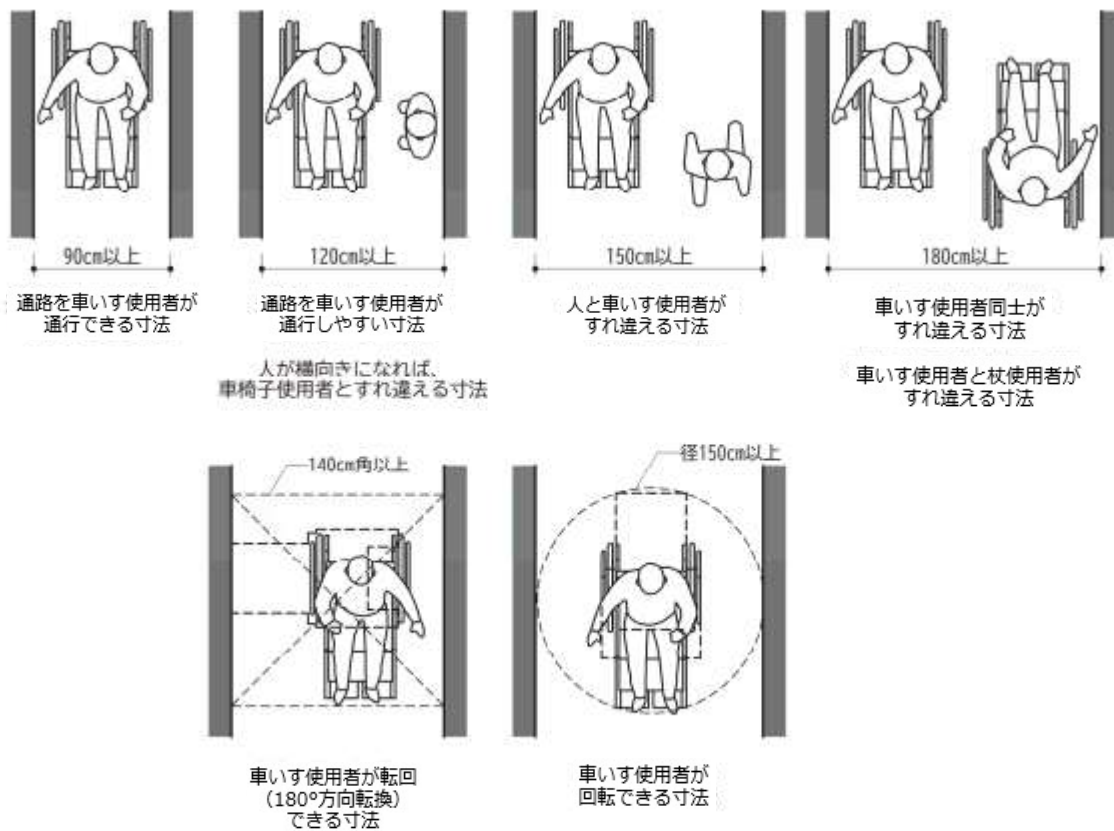
a) リクライニング機構、リフト機構及びティルト機構を装備する電動車いすは、標準状態の寸法とする。

b) ヘッドサポート取外し時。ただし、バックミラーを持つ場合、その高さは1090mmとする。

(2)車いす使用者の動作方法（最小限必要な動作空間の寸法）

●通過寸法

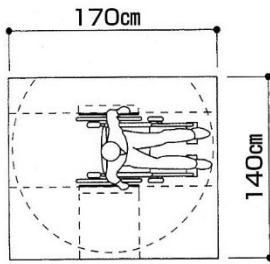
寸法	意味
80cm	車いすで通過できる寸法
90cm	車いすで通過しやすい寸法 通路を車いすで通行できる寸法
120cm	通路を車いすで通行しやすい寸法 人が横向きになれば車いす使用者とすれ違える寸法 杖使用者が円滑に通過できる寸法
140cm	車いす使用者が転回（180度方向転換）できる寸法 杖使用者が円滑に上下できる階段幅の寸法
150cm	車いす使用者が回転できる寸法 人と車いす使用者がすれ違える寸法
180cm	車いす使用者が回転しやすい寸法 車いす使用者同士がすれ違える寸法



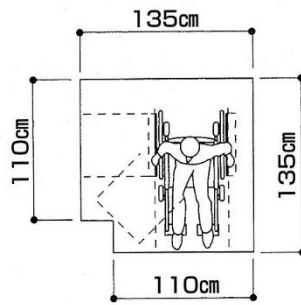
●回転寸法

手動車いす

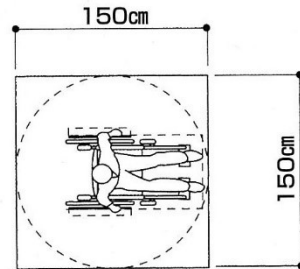
180°回転(車軸中央を中心)



90°回転(車軸中央を中心)

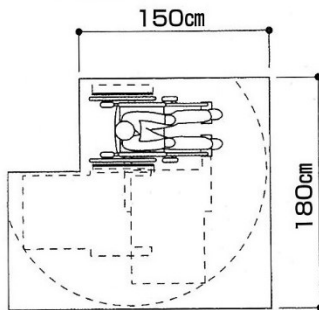


最小の回転円

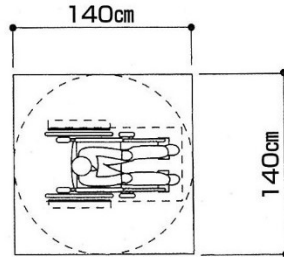


電動車いす

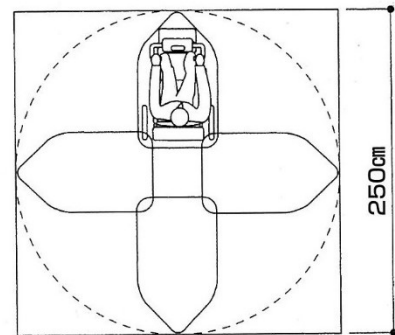
180°回転(片方の車軸中央を中心)



最小の回転円

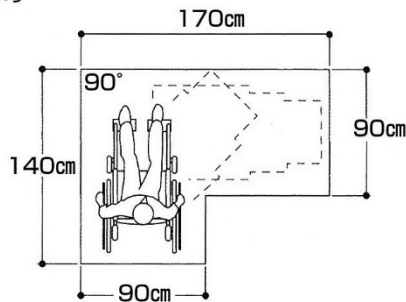


自操ハンドル型の最小の回転円

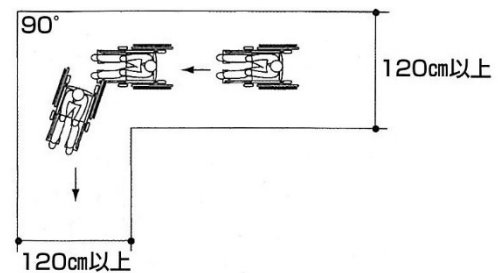


●直角路の通過

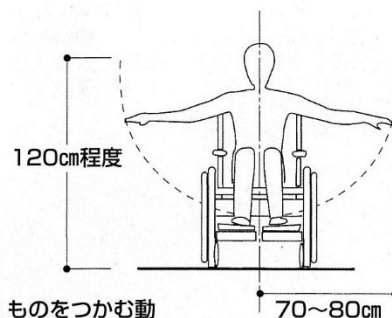
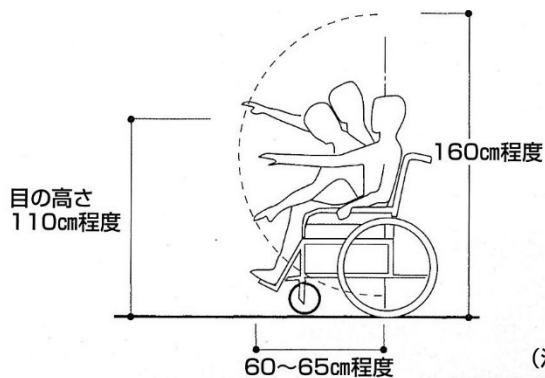
手動車いす



電動車いす



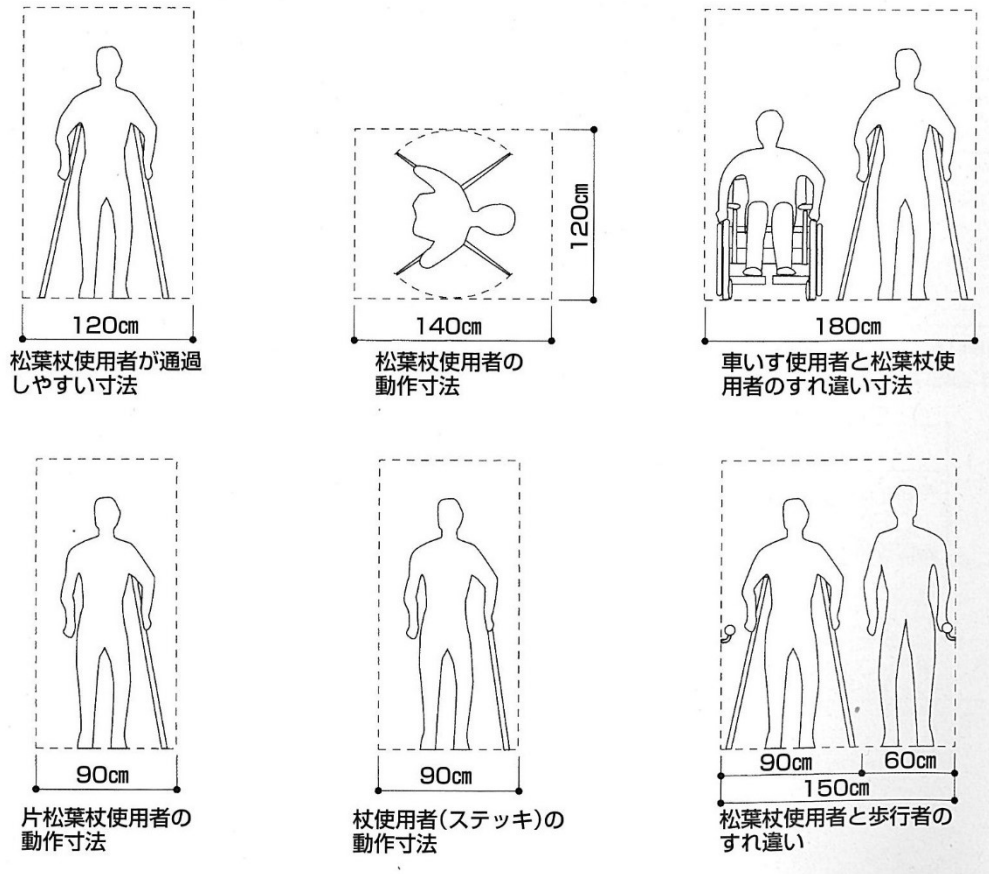
●手の届く範囲と目線の高さ



(注) ものをつかむ動作では到達範囲がさらに短くなる

(3)杖使用者の動作寸法

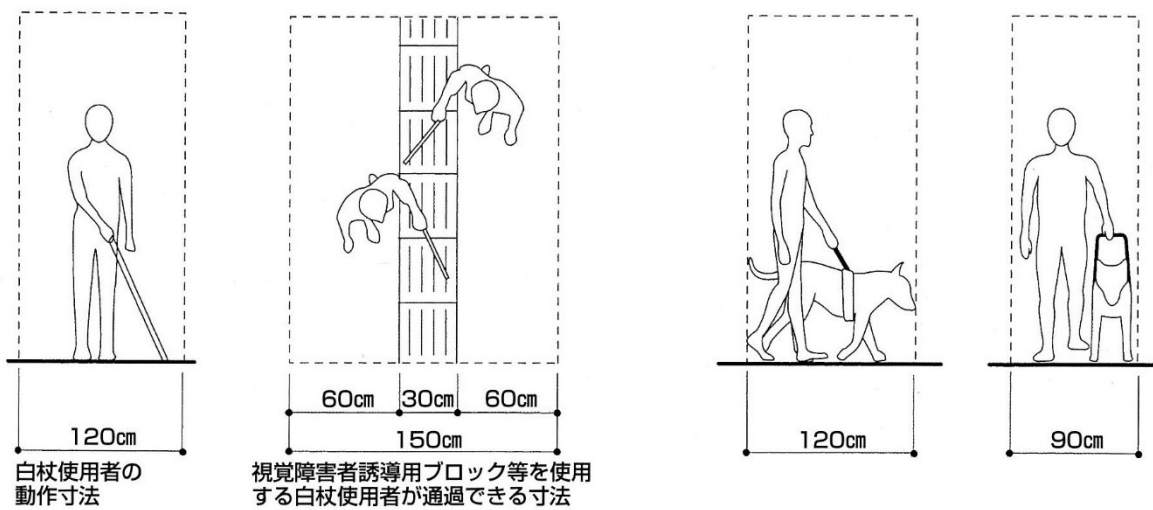
●通過寸法



(4)視覚障がい者の動作寸法

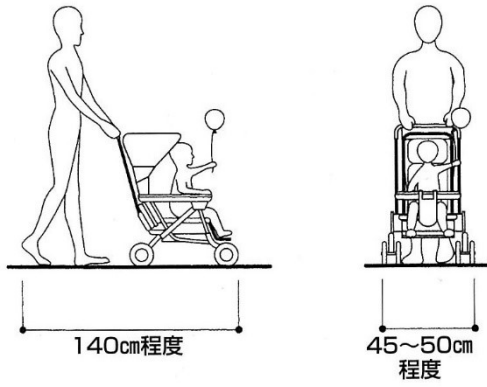
●白杖使用者

●盲導犬同伴者



(5)ベビーカーの動作寸法

●通過寸法



4 建築物の利用実態による分類

札幌市福祉のまちづくり条例施行規則に定める建築物の整備基準(令和5年 月改正)では「多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する」部分(廊下、階段、傾斜路等)に対し、段差の解消、手すりの設置、通行しやすい幅の確保など、車いす使用者や高齢者等が利用しやすいものとするよう整備することとしています。

これらの部分のうち特に「不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用する」ものについては、視覚障害者誘導用ブロックの敷設や手すりの点字表示など、視覚障がい者が利用しやすいものとするよう整備を求めています。

整備対象建築物のうち「不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用する」部分を有するものを、下表のとおり分類しました。

整備対象建築物 (規則別表1 1の項)	施設例
(1)学校	学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校)
(2)病院又は診療所	病院、診療所(鍼灸院、整骨院、接骨院など)
(3)劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場
(4)集会場、公会堂その他これらに類する施設	集会場(冠婚葬祭施設、地区センターなど)、公会堂
(5)展示場その他これらに類する施設	展示場(モデルルーム、ショールームなど)
(6)百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗(薬局、ガソリンスタンド、カーディーラー、勝馬投票券発売所など)
(7)ホテル、旅館その他これに類する施設	ホテル又は旅館(簡易宿所など)
(8)事務所(官公署を含む)	事務所(公園緑地事務所、開発事務所、研修所、研究所、検査所など)
(9)共同住宅、寄宿舎、下宿その他これらに類する施設	共同住宅、寄宿舎、下宿、学生寮
(10)老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類する施設	老人ホーム、保育所、福祉ホーム、救護施設又は更生施設、老人福祉センターなど

整備対象建築物 (規則別表1 1の項)	施設例
(11) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設	(1)老人福祉センター／(2)児童厚生施設／(3)身体障害者福祉センター／(4)その他これらに類する施設
(12) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設	(1)体育館／(2)水泳場／(3)ボーリング場／(4)その他これらに類する施設
(13) 遊技場	(1)パチンコ屋／(2)マージャン屋／(3)その他これらに類する施設
(14) 博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設	(1)博物館／(2)美術館／(3)図書館
(15) 公衆浴場	公衆浴場
(16) 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する施設	(1)飲食店(喫茶店、食堂、レストランなど)／(2)キャバレー／(3)料理店／(4)ナイトクラブ／(5)ダンスホール／(6)その他これらに類する施設
(17) 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、動物病院、銀行その他これらに類するサービス施設業を営む店舗	(1)郵便局／(2)理髪店／(3)クリーニング取次店／(4)質屋／(5)貸衣装屋／(6)その他これらに類するサービス業を営む店舗(旅行代理店の営業所、ビデオ／CDレンタル店、宅地建物取引業者の営業所、消費者金融営業所、エステティックサロン、動物病院、無人ATM・CDコーナーなど)
(18) 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	(1)自動車教習所／(2)学習塾／(3)華道教室／(4)囲碁教室／(5)その他これらに類する施設(職業訓練校など)
(19) 工場	工場(清掃工場、発電所、下水処理場など)
(20) 車両の停車場又は航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	鉄道駅、バスターミナル、空港
(21) 自動車停留又は駐車のための施設	自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共のように供されるものに限る。)
(22) 公衆便所	公衆便所
(23) 火葬場	火葬場
(24) 神社、寺院、教会その他これらに類する施設	神社、寺院、教会等
(25) 地下街	地下街

5 特定適合施設表示板（シンボルマーク）

(1) 特定適合施設表示板の意義

この表示板は、掲示された建築物が障がい者・高齢者等に利用しやすく整備されていることを、利用する人に広く知らせるために定められました。交付された場合は、利用しやすい建築物であることが建物外部からわかるように、出入口横などの見やすい場所に掲示してください。《条例第 24 条 》

(2) 交付基準《規則別表 4》

整備基準に適合したうえ、さらに、整備基準で適用除外とされている次の事項についても整備された建築物に交付します。

1) 便所

床面積 2,000 m²以上の建築物に設ける、不特定多数の人が利用する車いす使用者用トイレの 1 以上をオストメイト対応とすること。(整備基準では、床面積 5,000 m²以上の建築物に設ける、不特定多数の人が利用する車いす使用者用トイレの 1 以上をオストメイト対応とすることとしている。)

2) 駐車場

どんな建築物であっても、整備基準に定める車いす使用者用駐車施設等を設置すること。(整備基準では、一般駐車場がない建築物は適用が除外されている。)

3) 利用円滑化経路

ア どんな建築物であっても、利用居室や住戸があるすべての階まで、1 以上の経路を利用円滑化経路としなければならない。(整備基準では、利用居室や住戸が地上階又はその直上階若しくは直下階にのみあり、その利用居室や住戸が不特定多数の人が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するものでない場合は、地上階にある利用居室や住戸までの経路のみを利用円滑化経路とすることとしている。)

イ どんな建築物であっても、床面積 2,000 m²以上の場合に設置するエレベーターのかごは「床面積 1.83 m²以上、車いすの転回に支障がない構造」とすること。(整備基準では、2,000 m²以上の共同住宅や教育施設に設置するエレベーターには上記要件はない。)



この表示板のマークは、公募作品のなかから選ばれました。作者の言葉「バリアフリー (BarrierFree) の『B』をモチーフにデザインしました。ハートをつつみこんだ『B』のフォルムをやわらかな形にすることで、人に対するやさしさを表現し、誰にでもわかりやすく好まれるマークを目指しました。」

6 手続きの概要

(1)事前協議《条例第 17 条》

公共施設の新設(新築、用途変更)や増築、改築、大規模の修繕、大規模の様様替え(以下「新設等」という。)を行う場合は、市との事前協議が必要となります。

1)期限《規則 第 5 条》

- ①建築物の場合 確認申請の 14 日前まで
- ②建築物以外 工事着手の 30 日前まで

2)提出書類等 《規則第 5 条》

「公共的施設新設等事前協議書」(様式 1 の 1、1 の 2)、「整備基準 チェックリスト」(様式 2 の 1、2 の 2)、図面等

3)事前協議を必要としない場合

次の場合は事前協議は必要ありません。ただし、整備基準は遵守してください。

①次の公共的施設の新設等を行う場合《規則第 4 条》

- i 事務所、共同住宅・寄宿舍、工場で、床面積が 2,000 m²未満のもの。(増築等の場合は、増築部分の床面積が 2,000 m²未満のもの)
- ii 路外駐車場で
 - 駐車面積が 1,000 m²未満のもの(増築等の場合は、増築後の駐車面積が 1,000 m²未満のもの)
 - 駐車場法第 12 条の規定による設置又は変更の届出を要しないもの
- iii 建築物で、建築基準法第 6 条 第 1 項の規定による確認申請(同法第 6 条の 2 第 1 項で第 6 条 第 1 項の確認とみなされる申請を含む)を要しないもの

②国、地方公共団体等が新設等を行う場合《条例第 26 条第 1 項》

4)変更協議

事前協議後に、協議した内容を変更する場合にも、市との事前協議が必要となります。(「公共的施設新設等変更事前協議書」、「整備基準チェックリスト」(様式 2 の 1、2 の 2)、変更係る図面等を提出) ただし、次の場合には変更協議は必要ありません。《規則第 6 条》

- ①工事の内容の変更で、整備基準の適用の変更を伴わない場合
- ②工事の着手予定日又は完了予定日の変更で、変更する期間が 3 ヶ月以内の場合

(2)工事完了届 《条例第 18 条、規則第 7 条》

工事の完了後速やかに、「工事完了届出書」(様式 3)に写真等を添付して、届出をしてください。基準の適合状況等に関して完了検査を行います。

(3)指導・助言、勧告等

1)指導・助言

次の場合には、指導・助言を行います。

- ①事前協議で、工事内容が整備基準に適合しない場合《条例第 17 条 第 2 項》
- ②工事完了届で、工事内容が整備基準に適合しない場合《条例第 18 条 第 3 項》

③工事完了届を行わない場合(指導)《条例第 18 条第 2 項》

2)勧告《条例第 19 条》次の場合には、必要な勧告を行います。

- ①工事内容が整備基準に著しく適合しない場合
- ②事前協議内容と異なる工事を行った場合
- ③事前協議をせずに工事に着手した場合

3)公表《条例第 20 条》

正当な理由なく勧告に従わない場合、その旨を公表することがあります。

4)報告・立入調査《条例第 25 条》

事前協議、工事完了届、指導・助言、勧告、公表等を行うのに必要な限度で報告を求め、又は立入調査を行います。(立入調査には身分証明書(様式 8)を携帯)

(4)適合証の交付《条例第 23 条、規則第 8 条》

整備基準に適合する場合、工事完了届後、適合証(様式 4)を交付します。既存施設等で、事前協議等の手続きを経ずに適合証を請求する場合は、「適合証交付請求書」(様式 5 の 1、5 の 2)、「整備基準チェックリスト」(様式 2 の 1、2 の 2)、図面、写真等を提出してください。

(5)特定適合施設表示板の交付《条例第 24 条、規則第 9 条》

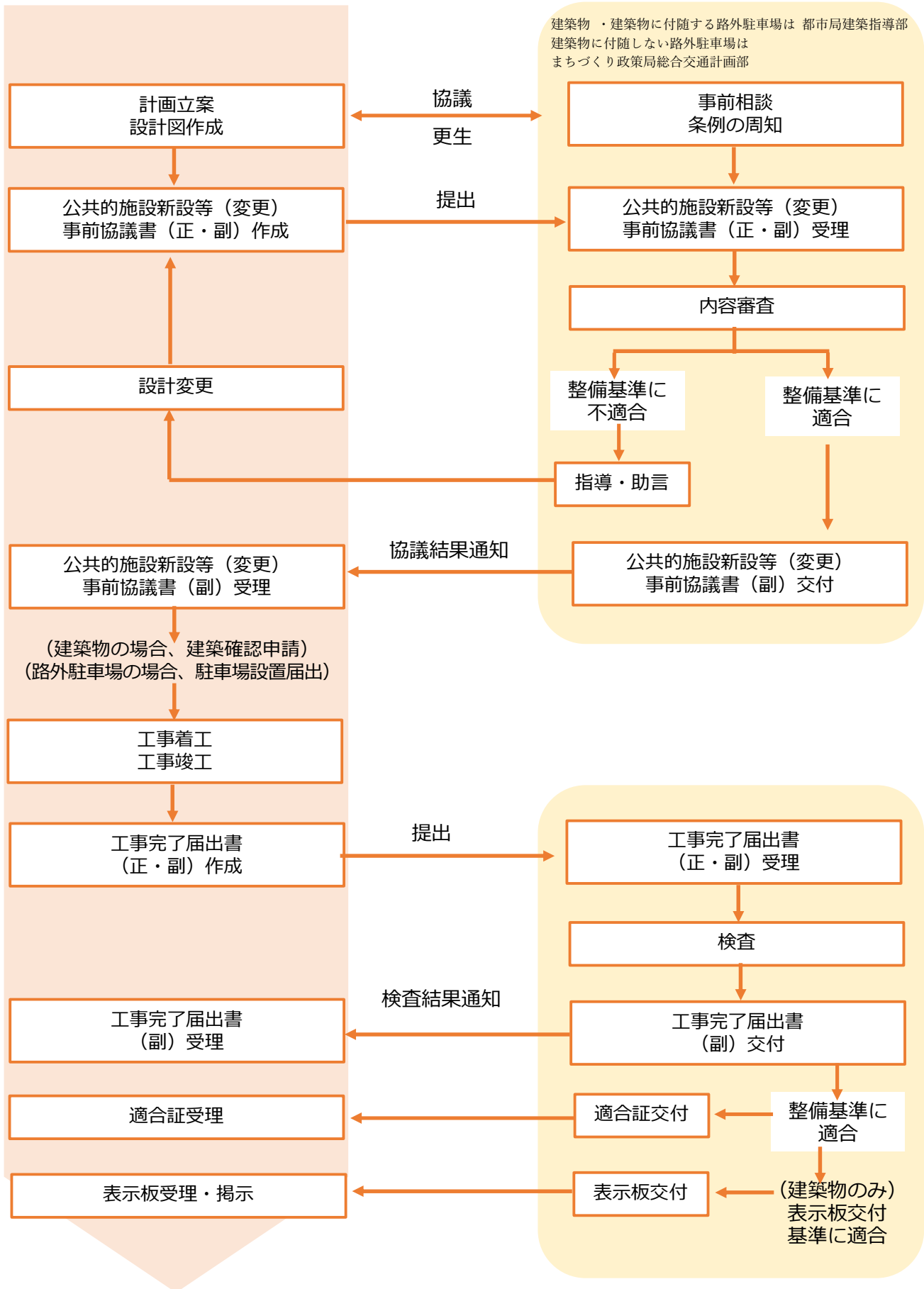
整備基準に適合したうえ、さらに、エレベーターや車いす使用者用駐車施設の設置などについての基準に適合した建築物に、工事完了届後、特定適合施設表示板(様式 6)を交付します。(23 ページ参照) 既存施設等で、事前協議等の手続きを経ずに特定適合施設表示板を請求する場合は、「特定適合施設表示板請求書」(様式 7)、「整備基準チェックリスト」(様式 2 の 1、2 の 2)、図面、写真等を提出してください。

※各様式については、P〇〇「I 7 札幌市福祉のまちづくり条例施行規則に規定する様式を定める要綱」を参照

【手続きフロー図】

— 施設新設者等 —

— 札幌市 —



7 札幌市福祉のまちづくり条例

平成 10 年 12 月 15 日

条例第 47 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 基本的施策(第 7 条—第 14 条)

第 3 章 公共的施設、公共的車両等、住宅及び住居の環境の整備

第 1 節 公共的施設の整備(第 15 条—第 26 条)

第 2 節 公共的車両等、住宅及び住居の環境の整備(第 27 条・第 28 条)

第 4 章 札幌市福祉のまちづくり推進会議(第 29 条)

第 5 章 雑則(第 30 条)

附則

すべての市民が様々な分野における社会活動に参加し、その役割を果たし、心豊かに、安全かつ快適に、そして安心して生活することができる福祉社会を創造することは、私たち札幌市民の共通の願いであり、また責務でもある。

北国札幌の先人は、積雪・寒冷などの厳しい自然に立ち向かい、潤いのある文化を創造し、生活する上での機能豊かな都市を築いてきた。しかし、障がいや高齢あるいは疾病、妊娠などの条件にある者の視点に立ったとき、積雪・寒冷などの厳しい自然や、建物などの構造による物理的障壁、偏見などの意識上の障壁その他の日常生活又は社会生活における障壁の存在のために、必ずしも社会活動への参加が容易な状況にあるとは言い難い。

真の福祉社会を創造するためには、自主、自立の意識をもった個々人の支えあいが必要であり、幼少時からの不断の教育によって培われる市民の強い連帯の絆を力として、このような障壁を取り除き、誰もが等しく様々な分野における社会活動に参加することができる福祉のまちづくりを積極的に推し進めなければならない。私たち札幌市民は、このような認識の下、新しい時代に向けて積極的にその役割を果たし、一体となってすべての人にやさしい福祉都市を実現することを決意し、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての市民が、安心して快適に暮らし、自らの意思で自由に行動し、あらゆる社会活動に参加できる福祉のまちづくりについて、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もってすべての人にやさしい福祉都市の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者、高齢者等 障がい者、高齢者、妊産婦その他の者で日常生活又は社会生活において行動上の制限を受けるものをいう。
- (2) 福祉のまちづくり 障がい者、高齢者等が安全かつ円滑に施設を利用することを可能とすることにより広く社会活動に参加することを促進するとともに、すべての人が社会連帯の理念に基づき相互に交流し、支え合う福祉都市の実現のためのあらゆる環境の整備をいう。

- (3) 公共的施設 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホーム、道路、公園その他の多数の者の利用する施設として規則で定めるものをいう。

(市の責務)

- 第3条** 市は、この条例の目的を達成するため、福祉のまちづくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 市は、事業者及び市民の福祉のまちづくりに関する活動に対し、その自発性を尊重しつつ、必要に応じて支援する措置を講ずるものとする。
- 3 市は、自ら設置し、又は管理する公共的施設を障がい者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第4条** 事業者は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら、又は他の事業者と協力して、積極的に福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、市がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。
- 3 事業者は、自ら所有し、又は管理する公共的施設を障がい者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

- 第5条** 市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら、又は相互に協力して、積極的に福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。
- 2 市民は、市がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。
- 3 市民は、障がい者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備された公共的施設の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

(市、事業者及び市民の協力及び連携)

- 第6条** 市、事業者及び市民は、相互に協力し、及び連携して、一体となって福祉のまちづくりを推進しなければならない。この場合において、市、事業者及び市民は、災害時及び積雪寒冷期における障がい者、高齢者等についての対策に配慮するものとする。

第2章 基本的施策

(指針の策定)

- 第7条** 市長は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針(以下「推進指針」という。)を策定するものとする。
- 2 推進指針に定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 福祉のまちづくりに関する目標
 - (2) 福祉のまちづくりに関する施策の方向
 - (3) 市、事業者及び市民が一体となって福祉のまちづくりを推進するための具体的方針
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために重要な事項
- 3 市長は、推進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、札幌市福祉のまちづくり推進会議に諮る

ものとする。

(情報の提供、教育の充実等)

第8条 市は、福祉のまちづくりに関して市民及び事業者が理解を深めるとともに、市民及び事業者の自発的な活動を促進するため、福祉のまちづくりに関する情報の収集及び提供、教育の充実並びに学習の支援に努めるものとする。

(防災上の配慮)

第9条 市は、防災に関し、障がい者、高齢者等に配慮した情報の提供、避難のための施設の確保その他必要な施策の推進に努めるものとする。

(雪対策上の配慮)

第10条 市は、雪対策に関し、障がい者、高齢者等に配慮した情報の提供その他必要な施策の推進に努めるものとする。

(調査研究)

第11条 市は、福祉のまちづくりに関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び研究を実施するものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(表彰)

第13条 市長は、福祉のまちづくりの推進に関して優れた取組を行った者に対して表彰を行うことができる。

(福祉のまちづくり推進モデル事業)

第14条 市長は、福祉のまちづくりに関し市民が主体的に実施する事業であって、福祉のまちづくりを推進するための先駆的な取組と認めるものを福祉のまちづくり推進モデル事業(以下「推進モデル事業」という。)として指定することができる。

2 市は、推進モデル事業に関し、技術的援助その他必要な支援措置を講ずるものとする。

3 市長は、推進モデル事業を指定するときは、あらかじめ、札幌市福祉のまちづくり推進会議に諮るものとする。

第3章 公共的施設、公共的車両等、住宅及び住居の環境の整備

第1節 公共的施設の整備

(整備基準)

第15条 市長は、公共的施設の廊下、階段、傾斜路、便所、敷地内の通路、駐車場、出入口、エレベーター、歩道、園路その他の規則で定める部分の構造、配置及び設備に関し、障がい者、高齢者等が円滑に利用できるように整備するために必要な基準(以下「整備基準」という。)を定めるものとする。

2 前項の整備基準は、規則で定める。

(整備基準の遵守)

第16条 公共的施設の新設若しくは新築(用途を変更して公共的施設とする場合を含む。)又は整備基準に係る部分の増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替え(以下「新設等」という。)をしようとする者は、整備基準を遵守しなければならない。ただし、当該公共的施設の規模又は構造、地形の状況等により、当該公共的施設の部分を整備基準に適合させることが著しく困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

2 この章の規定の施行の際現に存する公共的施設を所有し、又は管理する者は、当該公共的施設を整備基準に適合させるよう努めなければならない

(公共的施設の新設等の事前協議)

第 17 条 公共的施設(規則で定める公共的施設を除く。以下この条から第 20 条までにおいて同じ。)の新設等をしようとする者(以下「施設新設者等」という。)は、当該工事に着手する前に、規則で定めるところにより、当該工事の内容について市長と協議しなければならない。当該協議の内容の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の規定による協議に係る公共的施設の新設等の内容が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議に係る施設新設者等に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(工事完了の届出、完了検査等)

第 18 条 施設新設者等は、公共的施設の新設等に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出て、当該公共的施設に係る整備基準への適合に関し市長の検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による工事完了の届出をしない者に対し、当該届出をするよう指導することができる。

3 市長は、第 1 項の規定による検査を行った場合において、当該検査に係る公共的施設が整備基準に適合していないと認めるときは、当該公共的施設に係る施設新設者等に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(勸告)

第 19 条 市長は、第 17 条の規定による協議に係る公共的施設の新設等の内容が整備基準に著しく適合しないと認めるときは、当該公共的施設に係る施設新設者等に対し、必要な勸告をすることができる。

2 市長は、第 17 条の規定による協議が整った場合において、当該施設新設者等が当該整った協議の内容と異なる工事をしたと認めるときは、当該施設新設者等に対し、必要な勸告をすることができる。

3 市長は、施設新設者等が第 17 条の規定による協議をせずに公共的施設の新設等に着手したと認めるときは、当該施設新設者等に対し、当該協議をすべきことを勧告することができる。

(公表)

第 20 条 市長は、前条の規定による勸告を受けた者が、正当な理由なく当該勸告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、札幌市福祉のまちづくり推進会議に諮るものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、前条の規定による勸告を受けた者の意見を聞かなければならない。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、その他意見の聴取が困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

(機能の維持)

第 21 条 公共的施設を所有し、又は管理する者は、整備基準に適合している部分の機能を維持するよう努めなければならない。

(既存の公共的施設の措置に関する報告の徴収等)

第 22 条 市長は、必要があると認めるときは、既存の公共的施設を所有し、又は管理する者に対し、当該公共的施設における障がい者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置の状況について報告を求めることができる。

2 市長は、前項の報告があったときは、当該報告をした者に対し、整備基準を勘案して、必要な指導及び助言をすることができる。

(適合証の交付)

第 23 条 市長は、公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、整備基準に適合していることを証する証票を交付するものとする。

(特定適合施設表示板の交付等)

第 24 条 市長は、整備基準に適合していると認める公共的施設のうち規則で定めるもの(以下「特定適合施設」という。)を所有し、又は管理する者に対し、規則で定めるところにより、特定適合施設である旨を表示する標識(以下「特定適合施設表示板」という。)を交付するものとする。

2 特定適合施設を所有し、又は管理する者は、前項の規定により特定適合施設表示板の交付を受けたときは、当該施設が特定適合施設であることを障がい者、高齢者等に周知するため、特定適合施設表示板を当該施設の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(報告の徴収及び立入調査)

第 25 条 市長は、第 17 条から第 20 条まで、第 22 条第 2 項、第 23 条及び前条の規定の施行に必要な限度において、公共的施設を所有し、又は管理する者(施設新設者等を含む。)に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、公共的施設若しくはその工事現場に立ち入り、整備基準への適合状況その他必要な事項について調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(国等に関する特例)

第 26 条 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体(以下「国等」という。)については、第 17 条から第 20 条まで、第 22 条第 2 項及び前条の規定は、適用しない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、公共的施設の新築等をしようとする国等に対し、当該公共的施設の整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 市長は、国等から、第 22 条第 1 項又は前項の規定による報告があったときは、当該報告をした国等に対し、必要な要請を行うことができる。

第 2 節 公共的車両等、住宅及び住居の環境の整備

(公共的車両等の整備)

第 27 条 公共的車両等(一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車その他これらに類するものをいう。)を所有し、又は管理する者は、障がい者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備に努めなければならない。

(住宅及び住居の環境の整備等)

第 28 条 市民は、その所有する住宅について、居住する者が身体の機能の状況に応じて安全かつ快適に生活できる

よう整備に努めなければならない。

- 2 市民は、その居住する地域において、障がい者、高齢者等に配慮した住居の環境の整備及び維持に努めなければならない。
- 3 住宅を供給する事業者は、障がい者、高齢者等が安全かつ快適に生活できるよう配慮された住宅、障がい者、高齢者等に配慮した住居の環境が整備された住宅団地等の供給に努めなければならない。

第4章 札幌市福祉のまちづくり推進会議

(福祉のまちづくり推進会議)

第29条 市長の諮問に応じ、福祉のまちづくりの推進に関する重要事項を調査審議するため、札幌市福祉のまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

- 2 推進会議は、整備基準に関する事項その他福祉のまちづくりの推進に関し必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。
- 3 推進会議は、委員30人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 事業者
 - (3) 民間諸団体の代表者
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、推進会議に臨時委員を置くことができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

- 1 この条例は、平成11年6月1日から施行する。ただし、第3章の規定は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 札幌市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第28号)の一部改正〔省略〕

附則(平成17年条例第102号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第3号及び第3章第1節の規定は、平成18年7月1日(以下「適用日」という。)以後に札幌市福祉のまちづくり条例(以下「条例」という。)第17条第1項の規定による協議(以下「事前協議」という。)を開始した公共的施設(改正後の第2条第3号に規定する公共的施設をいう。以下同じ。)及び適用日以後に新設等(条例第16条第1項に規定する新設等をいう。以下同じ。)に着手した公共的施設(条例第17条第

1 項の規則で定める公共的施設に限る。)について適用し、適用日前に事前協議を開始した公共的施設及び適用日前に新設等に着手した公共的施設(同項の規則で定める公共的施設に限る。)については、なお従前の例による。

(適用日前における特例)

3 この条例の施行の日以後に公共的施設の新設若しくは新築(用途を変更して公共的施設とする場合を含む。)又は改正後の第 15 条の規定により定められた整備基準(以下「新整備基準」という。)に係る部分の増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをしようとする者は、前項の規定にかかわらず、適用日前においても、新整備基準を遵守することができる。この場合においては、改正後の第 2 条第 3 号及び第 3 章第 1 節の規定を適用する。

(現に存する公共的施設等に関する努力義務)

4 適用日において現に存し、又は附則第 2 項の規定により従前の例によることとされる公共的施設(条例第 16 条第 2 項の規定に該当するものを除く。)を所有し、又は管理する者は、当該公共的施設を新整備基準に適合させるよう努めなければならない。

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 公共的施設の整備(第 3 条一第 11 条)
- 第 3 章 札幌市福祉のまちづくり推進会議(第 12 条一第 17 条)
- 第 4 章 雑則(第 18 条・第 19 条)
- 附 則

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、札幌市福祉のまちづくり条例(平成 10 年条例第 47 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共的施設)

第 2 条 条例第 2 条第 3 号の規則で定める公共的施設は、別表 1 のとおりとする。

第 2 章 公共的施設の整備

(整備項目及び整備基準)

第 3 条 条例第 15 条第 1 項の規則で定める部分は、次に掲げるものとする。ただし、公共的施設(別表 1 の項第 9 号に掲げる施設を除く。)を管理する者又はその従業員が専ら使用するもの及び同号に掲げる施設の住戸又は住室に設けるものを除く。

- (1)廊下その他これに類するもの
- (2)階段(その踊場を含む。以下同じ。)
- (3)傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)
- (4)便所
- (5)敷地内の通路
- (6)駐車場
- (7)出入口
- (8)エレベーター及び乗降ロビー
- (9)エスカレーター
- (10)洗面所(便所に併設するものを含む。以下同じ。)
- (11)浴室、シャワー室、脱衣室及び更衣室
- (12)客室(別表 1 の項第 7 号に掲げる施設の客室に限る。以下同じ。)
- (13)観覧席及び客席
- (14)公衆電話
- (15)カウンター及び記載台
- (16)案内表示
- (17)改札口及びレジ通路(商品等の代金を支払う場所における通路をいう。以下同じ。)
- (18)券売機、自動販売機及び現金自動預入・支払機
- (19)授乳及びおむつ替えの場所

- (20)緊急避難設備
- (21)水飲み場
- (22)視覚障害者誘導用ブロック
- (23)歩道
- (24)立体横断施設
- (25)地下歩道
- (26)園路
- (27)公園内のベンチ及び野外卓

2 条例第 15 条第 2 項の規定により規則で定める整備基準は、別表 2 のとおりとする。

(事前協議を要しない公共的施設)

第 4 条 条例第 17 条第 1 項の規則で定める公共的施設は、次に掲げる公共的施設とする。

- (1) 別表 1 1 の項第 8 号、第 9 号及び第 19 号に掲げる施設で床面積(増築、改築、大規模の修繕及び大規模の模様替え(以下「増築等」という。))の場合にあっては、当該増築等に係る部分の床面積。別表 2 及び別表 4 において同じ。)の合計が 2,000 平方メートル未満のもの
- (2) 別表 1 4 の項に掲げる路外駐車場のうち、次に掲げるもの。
 - ア 自動車の駐車のために供する部分の面積(増築等の場合にあっては、当該増築等を行った後の面積。イにおいて同じ。)の合計が 1,000 平方メートル未満のもの
 - イ 自動車の駐車のために供する部分の面積が 1,000 平方メートル以上のもので駐車場法(昭和 32 年法律第 106 号)第 12 条の規定による設置又は変更の届出を要しないもの
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、別表 1 の項に掲げる建築物で建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項の規定による確認の申請を要しないもの

(公共的施設の新設等の事前協議)

第 5 条 条例第 17 条第 1 項の規定による協議は、同項前段の協議の場合にあっては公共的施設新設等事前協議書を、同項後段の協議の場合にあっては公共的施設新設等変更事前協議書を市長に提出して行わなければならない。

2 前項の協議書には、整備基準チェックリスト及び別表 3 の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる図書を添付しなければならない。

3 条例第 17 条第 1 項の規定による協議は、次の各号に掲げる公共的施設の区分に応じ、当該各号に定める期限までに行わなければならない。

- (1) 建築基準法第 6 条第 1 項(同法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による確認(同法第 6 条の 2 第 1 項(同法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により同法第 6 条第 1 項の規定による確認とみなされる場合を含む。)の申請(設計変更による申請を含む。以下「確認申請」という。)を要する公共的施設確認申請をしようとする日の 14 日前
- (2) 前号以外の公共的施設工事の着手予定日の 30 日前

(軽微な変更)

第 6 条 条例第 17 条第 1 項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事の内容に係る変更のうち整備基準の適用の変更を伴わないもの
- (2) 工事の着手予定日又は完了予定日の 3 月以内の変更

(工事完了の届出)

第7条 条例第18条第1項の規定による届出は、工事完了届出書により行わなければならない。

2 前項の届出書には、写真その他の整備基準への適合状況が分かる書類(以下「写真等」という。)を添付しなければならない。

(適合証の交付)

第8条 適合証(条例第23条の整備基準に適合していることを証する証票をいう。以下同じ。)の交付を請求しようとする者は、適合証交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求書には写真等(条例第17条の規定による協議を経していない場合には、整備基準チェックリスト、別表3の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる図書及び写真等)を添付するものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、適合証の交付を受けた者から適合証を返還させることができる。

- (1) 虚偽の請求その他不正の事実が判明したとき。
- (2) 交付の対象となった施設が改修等により整備基準に適合しなくなったとき。
- (3) その他適合証を返還させることが適当であると市長が認めるとき。

(特定適合施設表示板)

第9条 条例第24条第1項の規則で定める公共的施設は、別表11の項に掲げる建築物であって、別表4に定める基準に適合したものとする。

2 前条の規定は、特定適合施設表示板について準用する。この場合において、同条第1項中「適合証(条例第23条の整備基準に適合していることを証する証票をいう。以下同じ。)」とあるのは「条例第24条の特定適合施設表示板(以下「表示板」という。)」と、「適合証交付請求書」とあるのは「特定適合施設表示板交付請求書」と、同条第3項中「適合証」とあるのは「表示板」と、「整備基準」とあるのは「別表4に定める基準」と読み替えるものとする。

(身分証明書)

第10条 市長は、条例第25条第1項の規定により立入調査をする職員に対し、身分証明書を交付するものとする。

(公共的団体)

第11条 条例第26条第1項の規則で定める公共的団体は、法令の規定により、建築基準法第18条の規定の適用について国又は地方公共団体とみなされる法人とする。

第3章 札幌市福祉のまちづくり推進会議

(会長及び副会長)

第12条 札幌市福祉のまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長ともに事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第13条 臨時委員は、学識経験を有する者、推進会議の推薦を受けた者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

(会議)

第14条 推進会議の会議は、必要の都度会長が招集する。

2 会長は、推進会議の会議の議長となる。

3 推進会議は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第15条 会長が必要と認めるときは、推進会議に部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、前条中「推進会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み変えるものとする。

(庶務)

第16条 推進会議の庶務は、保健福祉局において行う。

(運営事項)

第17条 この章に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

第4章 雑則

(事前協議書等の様式)

第18条 この規則に定める事前協議書等の様式(以下「様式」という。)は、市長が別に定める。

2 市長は、前項の規定により様式を定めたときは、その様式を告示するものとする。様式を変更するときも同様とする。

(委任)

第19条 この規則の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附則

この規則は、平成11年6月1日から施行する。ただし、第2章、第18条及び別表2から別表4までの規定は、平成12年4月1日から施行する。

附則(平成12年規則第81号)・附則(平成15年規則第21号)省略

附則(平成17年規則第83号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の第2章及び別表1から別表4までの規定は、平成18年7月1日(以下「適用日」という。)以後に

札幌市福祉のまちづくり条例(平成 10 年条例第 47 号。以下「条例」という。)第 17 条第 1 項の規定による協議(以下「事前協議」という。)を開始した公共的施設(改正後の別表 1 に該当する公共的施設をいう。以下同じ。)及び適用 日以後に新設等(条例第 16 条第 1 項に規定する新設等をいう。以下同じ。)に着手した公共的施設(改正後の第 4 条各号に該当するものに限る。)について適用し、適用日前に事前協議を開始した公共的施設及び適用日前に新設等に着手した公共的施設(改正前の第 4 条各号に該当するものに限る。)については、なお従前の例による。

- 3 札幌市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例(平成 17 年条例第 102 号)附則第 3 項の規定により適用日前に同項に規定する新整備基準を遵守する公共的施設については、前項の規定にかかわらず、改正後の第 2 章及び別表 1 から別表 4 までの規定を適用する。

附則(令和 年規則第 号)

別表 1(第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 9 条 関係)

番号	種別	公共的施設
1	建築物	(1)学校 (2)病院又は診療所 (3)劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設 (4)集会場、公会堂その他これらに類する施設 (5)展示場その他これに類する施設 (6)百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 (7)ホテル、旅館その他これらに類する施設 (8)事務所(官公署を含む。) (9)共同住宅、寄宿舍、下宿その他これらに類する施設 (10)老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類する施設 (11)老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設 (12)体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設 (13)遊技場 (14)博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設 (15)公衆浴場 (16)飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する施設 (17)郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、動物病院、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 (18)自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (19)工場 (20)車両の停車場又は航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの (21)自動車の停留又は駐車のための施設 (22)公衆便所 (23)火葬場 (24)神社、寺院、教会その他これらに類する施設 (25)地下街
2	道路	道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 2 条第 1 項に規定する道路(自動車のみの交通の用に供する道路を除く。)
3	公園	(1)都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 2 条第 1 項に規定する都市公園 (2)遊園地、動物園、植物園その他これらに類する施設
4	路外駐車場	駐車場法第 2 条 第 2 号に規定する路外駐車場で建築物以外のもの(駐車場法施行令(昭和 32 年政令第 340 号)第 15 条に規定する国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるものを除く。)

別表 2(第 3 条関係)

1 建築物(その敷地部分を含む。)

整備項目	整備基準
<p>1 廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)</p>	<p>多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 階段の上端及び下端又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。3の項までにおいて同じ。)の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当するものである場合は、この限りでない。</p> <p>(ア)こう配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(イ)高さが16センチメートルを超えず、かつ、こう配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ウ)主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの</p> <p>ウ 壁面には、原則として突出物を設けないこととし、やむを得ず設ける場合には、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>エ 必要に応じ、手すりを設けること。</p> <p>オ 手すりを設ける場合には、端部が突出しない構造とし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものについては、必要に応じ、端部付近及び必要な箇所に誘導のための点字表示を行うこと。</p>
<p>2 階段</p>	<p>多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 段がある部分には両側に手すりを設け、踊場には必要に応じて手すりを設けること。</p> <p>イ 手すりは、端部が突出しない構造とし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものについては、必要に応じ、端部付近及び必要な箇所に誘導等のための点字表示を行うこと。</p> <p>ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>エ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>オ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。</p> <p>カ 段がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当するものである場合は、この限りでない。</p> <p>(ア)1の項イ(ウ)に定めるもの</p> <p>(イ)段がある部分と連続して手すりを設けるもの</p> <p>キ 主たる階段は、回り階段でないこと。</p> <p>ク 縁端には、壁又はつえの脱落を防止するために必要な立ち上がりを設けること。</p> <p>ケ 段の幅、けあげ及び踏面並びに踊場の幅は、障害者、高齢者等が円滑に昇降できるものとする。</p>

整備項目	整備基準
3 傾斜路	<p>多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する傾斜路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には両側に手すりを設け、その他の部分には必要に応じて手すりを設けること。</p> <p>イ 手すりを設ける場合には、端部が突出しない構造とし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものについては、必要に応じ、端部付近及び必要な箇所に誘導等のための点字表示を行うこと。</p> <p>ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>エ 傾斜がある部分は、その前後の水平部分との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>オ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当するものである場合は、この限りでない。</p> <p>(ア)1の項イ(ア)から(ウ)までに定めるもの</p> <p>(イ)傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの</p> <p>カ 傾斜がある部分の始末端部又は傾斜路の曲がり角、折り返し及び他の通路との交差部には、踏幅が150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>キ 縁端には、壁又は車いすの脱輪その他の事故を防止するために必要な立ち上がりを設けること。</p>
4 便所	<p>(1) 多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所(客室に設けるものを除く。)を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所。以下この号において同じ。)内に、車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が円滑に利用できる便房(以下「車いす使用者用便房」という。)を1以上設けること。</p> <p><u>イ 便所内に、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチやしびんの洗浄ができる水洗装置を備えた便房を1以上設けること(ただし、床面積の合計が2,000平方メートル未満のものを除く。)</u></p> <p>ウ 便所の出入口又はその付近に、車いす使用者用便房が設けられている旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>エ 便所内に段を設けないこと。</p> <p>オ 床面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 腰掛便座には、両側に手すりを設けること。</p> <p>イ 腰掛便座は、できる限り前方及び両側から移乗しやすい位置に設けること。</p> <p>ウ 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されていること。<u>ただし、床面積の合計が500平方メートル未満である建築物に設けるものにあつては、車いす使用者が円滑に利用できる空間が確保されていること。</u></p> <p>エ 洗浄装置は、靴べら式、光感知式その他の操作が容易なものとする。</p> <p>オ 当該車いす使用者用便房を管理する者又はその従業員に通じる非常用の呼出装置を設けること。</p> <p>カ 荷物台が適切に配置されていること。<u>ただし、床面積の合計が500平方メートル未満である建築物に設けるものにあつては、この限りでない。</u></p> <p>キ 出入口の戸には、施錠及び開錠が容易な施錠装置を設けること。</p> <p>(3) 多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する男子用小便器</p>

整備項目	整備基準
	<p>のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、手すりが適切に配置された床置き式の小便器その他これに類する小便器を1以上設けなければならない。</p> <p>(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する便所(客室に設けるものを除く。)を設ける場合には、出入口又はその付近に、必要に応じ、点字による案内表示を設けなければならない。</p> <p>(5) 床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に不特定かつ多数の者が利用する便所(客室に設けるものを除く。)を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)に、乳児用いす又は乳児用ベッドを設けなければならない。</p>
5 敷地内の通路	<p>多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 段(その踊場を含む。)を設ける場合には、2の項ア、イ、エ、オ、ク及びケに定めるものとする。</p> <p>ウ 傾斜路を設ける場合には、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア)こう配が12分の1を超える傾斜がある部分又は高さが16センチメートルを超え、かつ、こう配が20分の1を超える傾斜がある部分には両側に手すりを設け、その他の部分には必要に応じて手すりを設けること。</p> <p>(イ)3の項イ、エ、カ及びキに定めるものとする。エ 排水溝を設ける場合には、つえの脱落、車いすの脱輪等を防止する構造の溝ふたを設けること。</p>
6 駐車場	<p>1) 多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車いす使用者用駐車施設を1以上(駐車施設の総数が100を超える場合にあっては、当該総数に100分の1を乗じて得た数以上)設けなければならない。</p> <p>(2) 前号の規定により設ける車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 幅は350センチメートル以上とし、奥行きは600センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、当該駐車施設が車いす使用者用駐車施設である旨を積雪等に配慮して見やすい方法により表示すること。ただし、別表11の項第9号に掲げる施設に車いす使用者用駐車施設を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 7の項第1号エに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(3) 車いす使用者用駐車施設を設ける場合(別表11の項第9号に掲げる施設に設ける場合を除く。)には、道路から駐車場へ通ずる出入口付近に車いす使用者用駐車施設がある旨を積雪等に配慮して見やすい方法により表示し、かつ、道路から駐車場へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設までの経路について誘導のための表示を行わなければならない。</p>
7障がい者、高齢者等が円滑に利用できる経路(以下「利用円滑化経路」という。)	<p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれ当該アからエまでに定める経路のうち1以上を、利用円滑化経路にしなければならない。</p> <p>ア 建築物に、多数の者が教育、医療、娯楽、集会、購買、宿泊、入浴、執務その他これらに類する目的のために利用し、又は主として障害者、高齢者等がこれらの目的のために利用する室(当該建築物を管理する者又はその従業員が専ら使用するものを除き、直接地上へ通ずる出入口のある階(以下「地上階」という。)又はその直上階若しくは直下階のみに当該室がある建築物(当該直上階又は直下階の当該室が不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用するものである建築物を除く。)にあっては、地上階にあるものに限る。以下「利用居室」という。)を設</p>

整備項目	整備基準
	<p>ける場合道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から当該利用居室までの経路</p> <p>イ 別表11の項第9号に掲げる施設の住戸又は住室(地上階又はその直上階若しくは直下階のみに当該住戸又は住室がある建築物(当該直上階又は直下階の当該住戸又は住室が主として障害者、高齢者等が利用するものである建築物を除く。)にあっては、地上階にあるものに限る。以下「住戸等」という。)を設ける場合道等から当該住戸等までの経路</p> <p>ウ 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。エにおいて同じ。)から当該車いす使用者用便房までの経路エ建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合当該車いす使用者用駐車施設から利用居室又は住戸等までの経路</p> <p>(2) 前号の利用円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 当該利用円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーター<u>その他の昇降機</u>を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 当該利用円滑化経路を構成する出入口(直接客室又は住戸等へ通ずるものを除く。)は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア)直接地上へ通ずる出入口の幅は内をりを90センチメートル以上 <u>(床面積の合計が500平方メートル未満の建築物にあっては、80センチメートル以上)</u> とし、当該出入口以外の出入口の幅は内をりを80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ)戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(ウ)戸を設ける場合において、当該戸にガラスを使用するときは、安全な材種を使用すること。この場合において、全面をガラスとするときは、視覚障害者の衝突を防止するための措置を講ずること。</p> <p>ウ 当該利用円滑化経路を構成する廊下等は、1の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア)幅は、内をりを140センチメートル以上 <u>(床面積の合計が500平方メートル未満の建築物にあっては、90センチメートル以上)</u> とすること。ただし、廊下等の末端の付近に、及び区間50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けるものにあつては、120センチメートル以上 <u>(床面積の合計が500平方メートル未満の建築物にあっては、90センチメートル以上)</u> とすること。</p> <p>(イ)戸を設ける場合には、イ(イ)及び(ウ)に定めるものとする。</p> <p>エ 当該利用円滑化経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、3の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア)幅は、階段に代わるものにあつては内をりを140センチメートル以上 <u>(床面積の合計が500平方メートル未満の建築物にあっては、90センチメートル以上)</u> 、</p> <p>(ウ)(ア)ただし書に該当する廊下等へ直接通ずるものにあつては、120センチメートル以上 <u>(床面積の合計が500平方メートル未満の建築物については、90センチメートル以上)</u> とし、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ)こう配は、12分の1を超えないこと。</p> <p>(ウ)高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>オ 当該利用円滑化経路を構成するエレベーター及び乗降ロビーは、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア)床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物(別表11の項第1号及び第9号に掲げる施設を除く。)に設けるものにあつては、次に掲げるものであること。</p>

整備項目	整備基準
	<p>a かごの床面積は、1.83平方メートル以上とすること。</p> <p>b かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。</p> <p>c かごは、利用居室、住戸等、車いす利用者用便房又は車いす利用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。</p> <p>d かご及び昇降路の出入口の幅は、内のを80センチメートル以上とすること。</p> <p>e かごの奥行きは、内のを135センチメートル以上とすること。</p> <p>f 乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは内のを150センチメートル以上とすること。</p> <p>g かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>h かご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>i 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>j かご内には、両側に手すりを設けること。</p> <p>k かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状況を確認することができる鏡を設けること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。)については、この限りでない。</p> <p>l 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、aからkまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものにあつては、この限りでない。</p> <p>(a) かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(b) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字により表示する等視覚障がい者が容易に操作することができる構造とすること。</p> <p>(c) かご内又は乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(d) 乗降ロビーには、(b)に定める構造の制御装置の位置を知らせる視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(イ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物(別表1 1の項第1号及び第9号に掲げる施設に限る。)に設けるものにあつては、(ア)cからkまで並びに (a)及び(c)に定めるものであること。</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物(別表11の項第1号及び第9号に掲げる施設を除く。)に設けるものにあつては、次に掲げるものであること。</p> <p>a かごの大きさは、障害者、高齢者等が円滑に利用できるものとする。</p> <p>b (ア)c、d及びfからkまでに定めるものとする。</p> <p>c 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものにあつては、a及びbに定めるもののほか、(ア)1(a)から(d)までに定めるものとする。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものにあつては、この限りでない。</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物(別表1 1の項第1号及び第9号に掲げる施設に限る。)に設けるものにあつては、(ア)c、d、fからkまで並びにl(a)及び(c)並びに(ウ)aに定めるものとする。</p>

整備項目	整備基準
	<p>カ 当該利用円滑化経路を構成する敷地内の通路は、5の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 幅は、140センチメートル以上(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用するものにあつては、180センチメートル以上)とすること。<u>ただし、床面積の合計が500平方メートル未満である建築物にあつては、90センチメートル以上とすること。</u></p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、イ(イ)及び(ウ)に定めるものとすること。</p> <p>(ウ) 傾斜路を設ける場合には、次に掲げるものであること。</p> <p> a 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用するものにあつては、180センチメートル以上)、段を併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。<u>ただし、床面積の合計が500平方メートル未満の建築物にあつては、90センチメートル以上とすること。</u></p> <p> b こう配は、20分の1を超えないこと。ただし、消融雪装置を設けるなど車いす使用者が円滑に利用できる措置を講じたものにあつては、12分の1を超えないこと。</p> <p> c 高さが50センチメートルを超えるものにあつては、高さ50センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(3) 第1号ア又はイに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前号カの規定によることが困難である場合における前2号の規定の適用については、第1号ア中「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)」とあり、及び同号イ中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。__</p>
<p>8 視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下「視覚障害者利用円滑化経路」という。)</p>	<p>(1) 建築物又はその敷地に当該建築物の案内所又は案内板その他案内設備(以下「案内所等」という。)を設ける場合には、道等から当該案内所等までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)のうち1以上を、視覚障害者利用円滑化経路にしなければならない。ただし、道等から当該案内所等までの経路が次に掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p> ア 道等から主として自動車の駐車のために供する施設までのもの</p> <p> イ 建築物内にある当該建築物を管理する者又はその従業員が常時勤務する案内所等から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が第3号に定める基準に適合するもの</p> <p>(2) 建築物又はその敷地に当該建築物の案内所等を設けない場合には、道等から当該建築物の直接地上へ通ずる出入口までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)のうち1以上を、視覚障がい者利用円滑化経路にしなければならない。ただし、道等から当該建築物の直接地上へ通ずる出入口までの経路が前号アに定めるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 視覚障害者利用円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p> ア 当該視覚障がい者利用円滑化経路に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p> イ 当該視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p> (ア)車路に近接する部分</p> <p> (イ)段がある部分の上端及び下端又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(1の項イ(ア)若しくは(イ)に定めるもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場を除く。)</p> <p> ウ 当該視覚障害者利用円滑化経路上に回り段を設けないこと</p>

整備項目	整備基準
9 エスカレーター	<p>多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用するエスカレーターを設ける場合には、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 乗降口部分の移動手すりは水平部分を120センチメートル以上とし、これと連続する固定手すりを設けること。</p> <p>イ 踏み段及びし板の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 踏み段の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエスカレーターには、乗降口に視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、かつ、アの固定手すりに誘導等のための点字表示を行うこと。</p>
10 洗面所	<p>多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する洗面所(客室に設けるものを除く。)を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 段を設けないこと。</p> <p>イ 床面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 車いす使用者が円滑に利用できる高さの洗面器及び鏡を1以上設けること。</p> <p>エ 男女の別があるときはそれぞれ洗面器の1以上には、両側手すりを設け、かつ、障害者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具を1以上設けること。</p>
11 浴室、シャワー室、脱衣室及び更衣室(以下「浴室等」という。)	<p>別表1 1の項第2号、第7号、第10号から第12号まで及び第15号に掲げる施設に多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する浴室等(客室に設けるものを除く。)を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 室内には、構造上やむを得ない場合を除き、階段又は段を設けないこと。</p> <p>イ 床面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 必要に応じ、手すりを設けること。</p> <p>エ 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>オ 浴室の浴槽は、縁の高さ等を障害者、高齢者等の安全な利用に配慮したものとすること。</p> <p>カ 浴室及びシャワー室には、いすを設けること。</p> <p>キ 浴室及びシャワー室には、障害者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具を1以上設けること。</p> <p>ク 脱衣室及び更衣室には、車いす使用者が円滑に利用できる高さの脱衣用ベンチを1以上設けること。</p>
12 客室	<p>(1) 別表11の項第7号に掲げる施設(床面積の合計が<u>2,000</u>平方メートル未満のものを除く。)であって、<u>客室総数が50室以上のものに設ける客室のうち、当該客室の総数100分1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上</u>は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保され、かつ、ベッド、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>イ 出入口の幅は、内のを80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 戸は障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>エ スイッチ類は、車いす使用者が円滑に利用できる構造とすること。</p> <p>オ 便所は、4の項第1号ウ及びエ並びに第2号アからキまでに定めるものとする。</p> <p>カ 洗面所は、10の項アからエまでに定めるものとする。</p> <p>キ 浴室等は、次に掲げるものであること。(ア)11の項イからクまでに定めるものとする。 (イ)段を設けないこと。(ウ)施設を管理する者又はその従業員に通じる非常用の</p>

整備項目	整備基準
	<p>呼出装置を設けること。</p> <p>ク ファクシミリ、点字付き電話機その他聴覚障害者及び視覚障害者が円滑に利用できるよう配慮した設備を設けること。</p> <p>ケ 聴覚障害者に配慮した非常警報装置を設けること。</p> <p>(2) 前号の規定により設ける客室は、非常時に避難しやすい場所に設けなければならない。</p>
<p>1 3 観覧席及び客席(以下「観覧席等」という。)</p>	<p>(1) 別表1 1の項第3号、第4号及び第12号に掲げる施設に多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する観覧席等を設ける場合には、そのうち2以上(観覧席等の総数が200を超える場合にあっては、当該総数に100分の1を乗じて得た数以上)を、車いす使用者用の区画(以下「車いす使用者用席」という。)にしなければならない。</p> <p>(2) 車いす使用者用席は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 床は、水平とすること。</p> <p>イ 幅は90センチメートル以上とし、奥行きは120センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 観覧席等のある室の出入口のうち利用円滑化経路を構成するものから車いす使用者用席までの通路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 幅は、内のを140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 階段又は段を設けないこと。</p> <p>エ 傾斜路を設ける場合には、3の項力及びキ並びに7の項第2号エ(イ)及び(ウ)に定めるものであること。</p> <p>(4) 第1号の施設に不特定かつ多数の者が利用する観覧席等を設ける場合には、補聴装置を1以上設け、補聴装置が設けられている旨を見やすい方法により表示しなければならない。</p>
<p>1 4 公衆電話</p>	<p>公衆電話を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 出入口を設ける場合には、その幅は、内のを80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 出入口を設ける場合において、当該出入口に戸を設けるときは、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 出入口を設ける場合には、階段又は段を設けないこと。</p> <p>エ 電話台は、車いす使用者が円滑に利用できる高さとし、その下部に十分な空間を確保すること。</p> <p>オ 難聴者及び視覚障害者が円滑に利用できる電話機を設けること。</p>
<p>1 5 カウンター及び記載台</p>	<p>カウンター及び記載台を設ける場合には、そのうち1以上は、車いす使用者が円滑に利用できる高さとし、その下部に十分な空間を確保しなければならない。</p>
<p>1 6 案内表示</p>	<p>(1) 施設の案内を行う案内表示を設ける場合には、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 高さ及び文字の大きさその他の表示内容に配慮し、障害者、高齢者等が円滑に利用できるものとする。</p> <p>イ 必要に応じ、点字による表示又は音声により視覚障害者を案内する装置その他これに代わる設備を設けること。</p> <p>ウ 案内用図記号を使用する場合は、できる限り日本工業規格に定める標準案内用図記号を使用すること。</p> <p>エ 敷地内の通路に設ける場合には、積雪等に配慮した高さに設けること。</p> <p>(2) 利用者に対する呼出しを行う案内表示を設ける場合には、音声及び文字により呼出しを行うものでなければならない。</p>

整備項目	整備基準
17 改札口及びレジ通路	改札口及びレジ通路を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。 ア 幅は、内のを90センチメートル以上とすること。イ 段を設けないこと。 ウ 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 エ 必要に応じ、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。
18 券売機、自動販売機及び現金自動預入・支払機(以下「券売機等」という。	(1) 券売機等を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。 ア 障害者、高齢者等が利用しやすい位置に設けること。 イ 車いす使用者が円滑に利用できる高さとし、その下部に十分な空間を確保すること。 ただし、券売機等の構造上、空間の確保が困難なものにあっては、この限りではない。 ウ 操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。 (2) 視覚障害者が円滑に利用できる措置を講じた券売機等を設ける場合には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。
19 授乳及びおむつ替えの場所	必要に応じて円滑に授乳及びおむつ替えができる場所を設け、当該場所を設ける場合には、乳児用ベッド等を設けるとともに、その旨を見やすい方法により表示しなければならない。
20 緊急避難設備	別表11の項第7号に掲げる施設(床面積の合計が3,000平方メートル未満のものを除く。)並びに同項第10号及び第11号に掲げる施設に設ける緊急避難設備は、次に掲げるものでなければならない。 ア 非常警報装置は、視覚障害者及び聴覚障害者に非常事態を知らせる光、文字、音声等の設備を併設し、火災報知と連動したものとすること。 イ 一斉放送できる設備を設けること。
21 水飲み場	水飲み場を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。 ア 障害者、高齢者等が利用しやすい位置に設けること。 イ 車いす使用者が円滑に利用できる高さとし、その下部に十分な空間を確保すること。 ウ 障害者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具を設けること。 エ 床面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。
22 視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合には、次に掲げるものでなければならない。 ア 原則として日本産業規格に定める形状とすること。 イ 色は、原則として黄色とし、周囲の部分との明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものとすること。 ウ 材質は、十分な強度を有し、ぬれても滑りにくく、耐久性に優れ、退色又は輝度の低下が少ない素材とすること。 エ 安全に配慮して、できる限り直線的に、かつ、連続的に敷設すること。 オ 壁面又は床に突出物がある場合には、当該突出物から適切な距離を確保して敷設すること。

2 道路

整備項目	整備基準
1 歩道	歩道を設ける場合には、次に掲げるものでなければならない。 ア 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。 イ 幅は、200センチメートル以上(歩行者の往来の多いものにあつては、350センチメートル以上)とすること。ただし、幅員が10メートル未満の計画交通量500台/日未満の市道にあつては、150cm以上とすることができる。 ウ 横断こう配は、50分の1を標準とすること。

整備項目	整備基準
	<p>エ ブロック舗装は、目地幅、深さ等に配慮し、できる限り平坦性を確保すること。</p> <p>オ 歩道には、原則として排水溝及び雨水ますを設けないこととし、やむを得ず設ける場合には、つえの脱落又は車いすの脱輪を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>カ 歩道の巻込部、横断歩道に接する部分及び横断歩道が中央分離帯を横切る部分の段差は車いす使用者が通行する際に支障とならないよう切り下げることとし、そのすりつけこう配は20分の1を標準とすること。</p> <p>キ 切下げ部分の段差は、2センチメートルを標準とし、角をとること。</p> <p>ク 歩道の巻込部、横断歩道に接する部分、立体横断施設(横断歩道橋及び地下横断歩道をいう。以下同じ。)及び地下歩道(地下横断歩道を除く。以下同じ。)の昇降口等で視覚障害者の通行の安全を確保する上で必要な部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>ケ 視覚障害者の利用の多い施設から、最寄りの公共交通機関へ通ずる歩道には、必要に応じ、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>
2 立体横断施設	<p>立体横断施設を設ける場合には、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 地下横断歩道内は、十分な明るさを確保すること。</p> <p>ウ 階段の幅は、内のを150センチメートル以上(敷地の状況等によりやむを得ない場合は、120センチメートル以上)とすること。</p> <p>エ 段がある部分には両側に手すりを設け、踊場には必要に応じて手すりを設けること。</p> <p>オ 手すりは、端部が突出しない構造とし、必要に応じ、端部付近及び必要な箇所に誘導等のための点字表示を行うこと。</p> <p>カ 階段は、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとし、かつ、段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。</p> <p>キ 階段には、回り段を設けないこと。</p> <p>ク 横断歩道橋の平坦部分及び階段部分並びに地下横断歩道の出入口の階段部分(屋外に設けるものに限る。)には、必要に応じて消融雪装置を設けること。</p> <p>ケ 視覚障害者の安全な通行を確保する上で必要な部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>
3 地下歩道	<p>地下歩道を設ける場合には、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 地下歩道内は、十分な明るさを確保すること。</p> <p>ウ 通路部分の幅は、内のを200センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 階段又は段がある部分には、傾斜路(1建築物の表3の項ア、イ、エ、カ及びキ並びに同表7の項第2号エ(ア)から(ウ)までに定める基準に適合するものに限る。)又はエレベーター(同号オ(ア)aからkまで及び1(a)から(b)までに定める基準に適合するものに限る。カにおいて同じ。)を併設し、当該階段又は段がある部分は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 直接地上へ通ずる階段の幅は、内のを150センチメートル以上(敷地の状況等によりやむを得ない場合にあっては、120センチメートル以上)とすること。</p> <p>(イ) 1建築物の表2の項ア、イ、エ、オ、ク及びケに定めるものとすること。</p> <p>(ウ) 回り階段又は回り段を設けないこと。</p> <p>オ 傾斜路(階段又は段がある部分に併設するものを除く。)を設ける場合には、1建築物の表3の項ア、イ、エ、カ及びキに定めるものとすること。</p> <p>カ 直接地上へ通ずるエレベーターを1以上設けること。ただし、隣接する建築物内の直接地上へ通ずる出入口のある階に停止するエレベーター及び当該出入口を利用することができる場合は、この限りでない。</p> <p>キ 屋外に設ける出入口部分には、必要に応じて消融雪装置を設けること。</p>

整備項目	整備基準
	<p>ク エスカレーターを設ける場合には、1建築物の表9の項に定めるものとする。</p> <p>ケ 視覚障害者の安全な通行を確保する上で必要な部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>
4 案内表示(歩行者用のものに限る。以下この項において同じ。)	案内表示を設ける場合には、1建築物の表16の項第1号アからウまでに定めるものでなければならない。
5 視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合には、1 建築物の表 2 2 の項に定めるものでなければならない。

3 公園

整備項目	整備基準
1 園路	<p>園路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 段を設ける場合には、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 1建築物の表5の項イに定めるものとする。</p> <p>(イ) 回り段を設けないこと。</p> <p>イ 傾斜路を設ける場合には、1建築物の表5の項ウに定めるものとする。</p> <p>ウ 視覚障害者の通行の安全を確保する上で必要な部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>
2 駐車場	駐車場を設ける場合には、そのうち1以上は、4路外駐車場の表に定めるものでなければならない。
3 利用円滑化経路	<p>(1) 次に掲げる経路のうちそれぞれ1以上を、利用円滑化経路にしなければならない。</p> <p>ア 道から公園内の主要な施設へ通ずる経路</p> <p>イ 駐車場を設ける場合にあっては、駐車場(2の項の基準に適合するものに限る。)から公園内の主要な施設へ通ずる経路</p> <p>(2) 前号の利用円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 当該利用円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 当該利用円滑化経路を構成する出入口(道又は公園の駐車場へ直接通ずるものに限る。)の幅は、内をりを140センチメートル以上とすること。ただし、車止めさを設ける場合は、さくの間隔(通行可能な部分に限る。)を90センチメートル以上とすること。</p>
3 利用円滑化経路	<p>ウ 当該利用円滑化経路を構成する園路は、1の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(イ) 幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 傾斜路を設ける場合には、次に掲げるものであること。</p> <p>a 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段を併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>b 1建築物の表7の項第2号カ(ウ)b及びcに定めるものとする。</p> <p>(エ)排水溝を設ける場合には、つえの脱落、車いすの脱輪等を防止する構造の溝ふたを設けること。</p>
4 ベンチ及び野外卓	必要に応じ、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造のベンチ及び野外卓を設けること。
5 その他	公園に1の項から4の項までに掲げる整備項目以外の部分を設ける場合においては、そ

整備項目	整備基準
	それぞれ当該部分に対応する1建築物の表に規定する整備基準を準用する。

4 路外駐車場

整備項目	整備基準
路外駐車場	<p>(1) 路外駐車場を設ける場合には、車いす使用者用駐車施設を1以上(駐車施設の総数が100を超える場合にあっては、当該総数に100分の1を乗じて得た数以上)設けなければならない。</p> <p>(2) 前号の規定により設ける車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 1建築物の表6の項第2号ア及びイに定めるものとする。</p> <p>イ 歩行者用出入口(歩行者用出入口がない場合にあっては、車両用出入口)から当該車いす使用者用駐車施設までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(3) 道路から駐車場へ通ずる出入口付近には、車いす使用者用駐車施設がある旨及び当該出入口から車いす使用者用駐車施設までの経路を積雪等に配慮して見やすい方法により表示しなければならない。</p> <p>(4) 第2号イの経路上には、段を設けてはならない。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 歩行者用通路は、1建築物の表5の項並びに7の項第2号カ(ア)及び(ウ)に定めるものでなければならない。</p>

別表3(第5条、第8条、第9条関係)

区分	図書	
	種類	明示すべき事項
建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置、建築物及びその出入口の位置並びに駐車場その他の整備項目に係る部分の位置及び幅
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅並びに駐車場その他の整備項目に係る部分の位置及び幅
	立面図	縮尺及び床の高さ
道路	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、土地の高低、歩道の位置及び幅員並びに立体横断施設その他の整備項目に係る部分の位置
公園	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置並びに園路その他の整備項目に係る部分の位置及び幅員
路外駐車場	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における出入口の位置並びに車いす利用者用駐車施設その他の整備項目に係る部分の位置及び幅員
共通	その他市長が必要と認める図書	

別表 4(第 9 条関係)

整備項目	特定適合施設表示板交付基準
1 便所	別表21建築物の表4の項第1号及び第2号の規定により床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に車いす使用者用便房(不特定かつ多数の者が利用するものに限る。)を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)に、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチやしびんの洗浄ができる水洗装置を設けること。
2 駐車場	別表21建築物の表第6項第2号に定める車いす使用者用駐車施設を1以上(駐車施設の総数が100を超える場合にあっては、当該総数に100分の1を乗じて得た数以上)設けること。
3 利用円滑化経路	<p>(1) 道等から多数の者が教育、医療、娯楽、集会、購買、宿泊、入浴、執務その他これらに類する目的のために利用し、若しくは主として障害者、高齢者等がこれらの目的のために利用する室(当該室の存する建築物を管理する者又はその従業員が専ら使用するものを除く。)又は別表11の項第9号に掲げる施設の住戸若しくは住室までの経路のうち1以上を、利用円滑化経路にすること。</p> <p>(2) 前号の利用円滑化経路は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定めるものとする。</p> <p>ア 床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物(別表1 1の項第1号及び第9号に掲げる施設を除く。)別表2 1建築物の表第7項第2号アからエまで、オ(ア)及びカに定めるもの</p> <p>イ 床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物(別表11の項第1号及び第9号に掲げる施設に限る。)別表2 1建築物の表第7項第2号アからエまで、オ(ア)a及びb並びに(イ)並びにカに定めるもの</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物(別表1 1の項第1号及び第9号に掲げる施設を除く。)別表2 1建築物の表第7項第2号アからエまで、オ(ウ)及びカに定めるもの</p> <p>エ 床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物(別表1 1の項第1号及び第9号に掲げる施設に限る。)別表2 1建築物の表第7項第2号アからエまで、オ(エ)及びカに定めるもの</p> <p>(3) 第1号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により別表2 1建築物の表第7項第2号カの規定によることが困難である場合における前2号の規定の適用については、第1号ア中「道等」とあるのは、「建築物の車寄せ」とする。</p>

●札幌市福祉のまちづくり条例施行規則に規定する様式を定める要綱

第 1 条 この要綱は、札幌市福祉のまちづくり条例施行規則(平成 11 年規則第 3 号。以下「規則」という。)第 18 条第 1 項に基づき、事前協議書等の様式を定めるものとする。

第 2 条 規則第 5 条第 1 項前段に定める公共的施設新設等事前協議書は、様式 1 のとおりとする。

第 3 条 規則第 5 条第 1 項後段に定める公共的施設新設等変更事前協議書は、様式 2 のとおりとする。

第 4 条 規則第 5 条第 2 項に定める整備基準チェックリストは、様式 3 のとおりとする。

第 5 条 規則第 7 条第 1 項に定める工事完了届は、様式 4 のとおりとする。

第 6 条 規則第 8 条第 1 項に定める適合証は、様式 5 のとおりとする。

第 7 条 規則第 8 条第 1 項に定める適合証交付請求書は、様式 6 のとおりとする。ただし、工事完了届を提出する場合には、工事完了届をもって代えることができる。

第 8 条 規則第 9 条第 2 項に定める特定適合施設表示板は、様式 7 のとおりとする。

第 9 条 規則第 9 条第 2 項に定める特定適合施設表示板交付請求書は、様式 8 のとおりとする。ただし、工事完了届を提出する場合には、工事完了届をもって代えることができる。

第 10 条 規則第 10 条 に定める身分証明書は、様式 9 のとおりとする。

附 則

1 この要綱は、決裁日から施行する。

2 札幌市福祉の街づくり環境整備要綱(平成 5 年 3 月 5 日市長決裁。以下、「旧要綱」という。)は平成 12 年 3 月 31 日で廃止する。

3 旧要綱の廃止前に建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に定める確認申請を行う者に係る旧要綱第 8 に定める事前協議を行った者については、旧要綱第 9 に定める報告及び第 10 に定めるシンボルマークの交付について、旧要綱は、平成 15 年 3 月 31 日までは、なお、その効力を有する。

附 則

1 この要綱は、札幌市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例(平成 17 年条例第 102 号。以下「条例」という。)施行の日から施行する。

2 条例附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる公共的施設に係る様式にあっては、平成 18 年 7 月 1 日までの間は、改正後のこの要綱の規定にかかわらず、改正前のものを使用することができる。

正

公共的施設新設等 (変更) 事前協議書

年 月 日

札幌市長

住所

協議者

氏名 } 法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

札幌市福祉のまちづくり条例第 17 条第 1 項の規定により、公共的施設の新設等に係る工事の(変更)内容を次のとおり関係書類を添えて協議します。

公共的施設の名称							
公共的施設の所在地		札幌市 区					
新設等の種別		・新築・増築・改築・大規模の修繕(模様替)・用途変更					
主たる用途				構造		造	
階数		地上階・地下階		建築面積		㎡(戸)	
内 訳	用途	階数	公共的施設部分	その他の部分	既存部分	合計	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
	延べ床面積		㎡	㎡	㎡	㎡	
工事予定年月日		着手	年 月 日			完了	年 月 日
設計者	住所						
	氏名	☎ (担当者)					
協議者の代理人	住所						
	氏名	☎ (担当者)					
※ 処 理 欄	部長	課長	係長	係	協議結果		受付印
					年 月 日 <input type="checkbox"/> 整備基準に適合 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築等部分 <input type="checkbox"/> 増築等部分及び当該部分までの経路 <input type="checkbox"/> 表示板交付基準に適合 <input type="checkbox"/> 指導・助言 <input type="checkbox"/> 勧告		
					受付番号		第 号

(裏面に続く)

備考 1 「内訳」欄は、多数の者が利用し、又は主に障害者、高齢者等が利用する部分(公共的

- 施設の部分) とその他の部分、増築等の場合は既存部分も記入して下さい。
- 2 複合施設等で公共的施設に係わる共用部分は公共的施設に含めて下さい。
 - 3 ※印欄は、記入しないで下さい。
 - 4 変更の場合は、変更内容が確認できる図面等を提出してください。
 - 5 協議者の代理人とは、施設新設者等から、本協議に関する権限を委任された者とします。

副

公共的施設新設等(変更)事前協議書

年 月 日

札幌市長

住所

協議者

氏名 } 法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

札幌市福祉のまちづくり条例第 17 条第 1 項の規定により、公共的施設の新設等に係る工事の(変更)内容を次のとおり関係書類を添えて協議します。

公共的施設の名称							
公共的施設の所在地		札幌市 区					
新設等の種別		・新築・増築・改築・大規模の修繕(模様替)・用途変更					
主たる用途				構造		造	
階数		地上階・地下階		建築面積		㎡(戸)	
内訳	用途	階数	公共的施設部分	その他の部分	既存部分	合計	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
	延べ床面積		㎡	㎡	㎡	㎡	
工事予定年月日		着手	年 月 日			完了	年 月 日
設計者	住所						
	氏名	☎ (担当者)					
協議者の代理人	住所						
	氏名	☎ (担当者)					
※協議の結果						受付印	
						受付番号 第 号	

(裏面に続く)

- 備考
- 1 「内訳」欄は、多数の者が利用し、又は主に障害者、高齢者等が利用する部分（公共的施設の部分）とその他の部分、増築等の場合は既存部分も記入して下さい。
 - 2 複合施設等で公共的施設に係わる共用部分は公共的施設に含めて下さい。
 - 3 ※印欄は、記入しないで下さい。
 - 4 変更の場合は、変更内容が確認できる図面等を提出して下さい。
 - 5 協議者の代理人とは、施設新設者等から、本協議に関する権限を委任された者とします。

正

公共的施設新設等 (変更) 事前協議書

年 月 日

札幌市長

住所

協議者

氏名

〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名 〕

札幌市福祉のまちづくり条例第 17 条第 1 項の規定により、公共的施設の新設等に係る工事の (変更) 内容を次のとおり関係書類を添えて協議します。

公共的施設の名称							
公共的施設の所在地		札幌市 区					
工事の種類		・新設 ・増設等					
規模等		駐車の用に供する面積				m ²	
		その他					
工事予定年月日		着手	年 月 日			完了	年 月 日
設計者	住所						
	氏名		☎ (担当者)				
※ 処 理 欄	部長	課長	係長	係	協議結果		受付印
					年 月 日		
					<input type="checkbox"/> 整備基準に適合 <input type="checkbox"/> 指導・助言 <input type="checkbox"/> 勧告		通知第 号

備考 ※印欄は、記入しないで下さい。

副

公共的施設新設等(変更)事前協議書

年 月 日

札幌市長

住所

協議者

氏名

〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名 〕

札幌市福祉のまちづくり条例第 17 条第 1 項の規定により、公共的施設の新設等に係る工事の(変更)内容を次のとおり関係書類を添えて協議します。

公共的施設の名称					
公共的施設の所在地		札幌市 区			
工事の種類別		・新設 ・増設等			
規模等		駐車の用に供する面積 m ² その他			
工事予定年月日		着手	年 月 日	完了	年 月 日
設計者	住所				
	氏名	☎ (担当者)			
※協議の結果					受付印
					通知第 号

備考 ※印欄は、記入しないで下さい。

様式2の1 (建築物用)

判定結果	適合状況	措置状況
整備基準	合・否	指導・助言
表示板交付基準	合・否	——

※ この欄は記入しないでください。

整備基準チェックリスト

記入方法

- 「設計内容」欄は、該当する整備項目について、必要な数字または措置の内容等を記入してください。
○「適合状況」欄は、該当するものを○で囲んでください。

記 入

	設 計 内 容	適合状況
(突出物)	○有 ・ 無	○合・否
(安全な措置)	○有 ・ 無	

整備項目	条 件	整 備 基 準	設 計 内 容	適合状況
	(1) 利用円滑化経路(利用居室又は住戸等から道等、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設に至る経路のそれぞれ1以上)	① 階段又は段を設けない (設ける場合は傾斜路又はエレベーターを併設) ※ 利用円滑化経路・・・居室又は住戸等(不特定多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するものを除く)が地上階又は直上階若しくは直下階のみにある場合は、地上階のものまでの経路(以下同じ)	(段の有無) 有 ・ 無 (講じた措置)	合・否
1 出入口	(1) 利用円滑化経路上にある出入口(直接客室・住戸等へ通ずるものを除く。)	① ・外部出入口幅90cm以上 ・内部出入口幅80cm以上	(内法幅) cm ----- (内法幅) cm	合・否
		② 自動扉又は車いす使用者が開閉し通過しやすい戸	(開閉方法)	合・否
		③ 戸の前後に、段など高低差がない(水平)	(段の有無) 有 ・ 無 (段差) cm	合・否
		④ ・ 戸にガラスを使用する場合は安全な材種を使用 ・ 全面ガラスとする場合は、視覚障がい者の衝突防止のための措置を講ずる	(ガラス) 有 ・ 無 (材種) (講じた措置)	合・否
2 廊下等		① 滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		② 壁面に突出物を設置しない。設置する場合は視覚障がい者の通行の安全上支障がない措置	(突出物) 有 ・ 無 (講じた措置)	合・否
		③ 必要に応じ手すりを設置 ・ 手すりは端部が突出しない構造。不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものは、必要に応じ点字表示	(手すり) 有 ・ 無 (講じた措置)	
		④ 階段の上端及び下端又は傾斜の上端に近接する廊下等に視覚障害者誘導用ブロック(自動車車庫、駐車場を除く)	(点字ブロック) 有 ・ 無 (階段の有無) 有 ・ 無 (傾斜) 勾配 / 高さ cm	合・否
(1) 利用円滑化経路を構成する廊下等		① 幅140cm以上、末端付近及び50m以内ごとに車いす転回スペースを設ける場合は幅120cm以上	(内法幅) cm (転回部) 有 ・ 無	合・否
			(開閉方法)	合・否
		③ 戸の前後に高低差がない(水平)	(高低差) 有 ・ 無	合・否

整備項目	条 件	整 備 基 準	設 計 内 容	適 合 状 況
2 廊下等	(2) 不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する廊下に案内表示を設ける場合の、外部出入口から案内表示までの経路の1以上(7(3)と一体整備するものうち、廊下部分の構造)	① 視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声その他の視覚障がい者誘導設備を設置。次の場合を除く。 ・直進の風除室内 ・自動車車庫、駐車場の場合 ・管理人が常駐し、人的対応が可能な場合	(誘導設備) 有・無 (講じた措置)	合・否
3 階段	その踊場を含む	① 段がある部分の両側に手すりを設置(踊場には必要に応じて設置) ・手すりは端部が突出しない構造、不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものは、必要に応じ点字表示	(手すり) 有・無 (講じた措置)	合・否
		② 滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		③ 段鼻は段を識別しやすい色、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・否
		④ 主たる階段は回り段としない	(回り段) 有・無	合・否
		⑤ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合・否
		⑥ 高齢者、障がい者等が昇降しやすい段の幅、けあげ・踏面・踊場の幅	(講じた措置)	合・否
	不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するもの(自動車車庫・駐車場を除く)	⑦ 上端及び下端に近接する踊場に視覚障害者誘導用ブロックを敷設(段の部分と連続して手すりを設けた場合を除く)	有・無 (講じた措置)	合・否
4 傾斜路	階段に代わり、又はこれに併設するものに限り、その踊場を含む	① 傾斜(こう配 $>1/12$ 又は高さ >16 cm)がある部分の両側に手すりを設置、その他の部分には必要に応じて設置 ・手すりは端部が突出しない構造、不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものは、必要に応じ点字表示	(手すり) 有・無 (勾配) / (高さ) cm (講じた措置)	合・否
		② 滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		③ 傾斜の前後の水平部分(廊下、踊場等)と識別しやすい色	(講じた措置)	合・否
		④ 始末端部、曲がり角、折り返し、他の通路との交差点に踏幅150cm以上の水平部分	(踏幅) cm	合・否
		⑤ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合・否
	こう配 $\leq 1/20$ の傾斜、又は高さ ≤ 16 cmでこう配 $\leq 1/12$ の傾斜を除く	④ 上端に近接する踊場に視覚障害者誘導用ブロックを敷設(傾斜の部分と連続した手すりを設けた場合又は自動車車庫・駐車場に設けるものを除く)	(手すり) 有・無 (講じた措置) (勾配) / (高さ) cm	合・否
	(1) 利用円滑化経路を構成する傾斜路	① 幅140 cm以上、車いす転回スペースを設けた廊下に接続するものは120 cm以上、段併設の場合90 cm以上	(内法幅) cm (段併設) 有・無	合・否
		② こう配 $1/12$ 以下	(勾配) /	合・否
		③ 高さ75 cm以内ごとに踏幅150 cm以上の踊場	(高さ) cm (踏幅) cm	合・否

整備項目	条 件	整備基準			設計内容		適合状況		
5 エレベーター	利用円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビー（かごの停止階は利用居室、住戸等、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階とする） (1) 教育施設、共同住宅等を除く 2,000 m ² 以上の建築物に設けるもの (2) 2,000 m ² 以上の教育施設、共同住宅等に設けるもの (3) 教育施設、共同住宅等を除く 2,000 m ² 未満の建築物に設けるもの (4) 2,000 m ² 未満の教育施設、共同住宅等に設けるもの ※・・・ 不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する場合に整備（自動車車庫、駐車場に設けるものを除く）	構造	整備必要項目			エレベーターの仕様 □(1) □(2) □(3) □(4)			
			(1)	(2)	(3)	(4)			
		①	かごの床面積 1.83 m ² 以上	●				(床面積) m ²	合・否
		②	車いすの転回に支障ないかごの形状	●				(かごの間口) cm	合・否
		③	出入口幅 80cm 以上	●	●	●	●	(内法幅) cm	合・否
		④	かごの奥行き 135cm 以上	●	●			(かごの奥行) cm	合・否
		⑤	乗降ロビー 150cm×150cm 以上 (高低差なし)	●	●	●	●	(内法寸法) cm×cm (高低差) 有・無	合・否
		⑥	車いす使用者が利用しやすい制御装置	●	●	●	●	(装置の高さ) cm	合・否
		⑦	かご内に停止予定階、現在位置の表示装置	●	●	●	●	有・無	合・否
		⑧	乗降ロビーにかごの昇降方向の表示装置	●	●	●	●	有・無	合・否
		⑨	かごの両側に手すり	●	●	●	●	有・無	合・否
		⑩	かご内に鏡を設置（出入口が複数あり、車いす使用者が円滑に乗降できるものを除く。）	●	●	●	●	(鏡) 有・無 (講じた措置)	合・否
		⑪	かご内に到着階、出入口閉鎖を音声表示装置	※	●	※	●	有・無	合・否
		⑫	視覚障害者が円滑に操作できる制御装置	※		※		(点字表示等) 有・無	合・否
		⑬	昇降方向の音声表示装置	※	●	※	●	有・無	合・否
⑭	乗降ロビーの制御装置に視覚障害者誘導用ブロック	※		※		有・無	合・否		
⑮	利用しやすいかごの大きさ			●	●	(内法寸法) cm×cm	合・否		
6 便所	(1) 多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合	① 車いす使用者用便房を 1 以上設置			(車いす用) 有・無		合・否		
		② 便所内に、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチやしびんの洗浄ができる水洗装置を備えた便房を 1 以上設置			(オストメイト対応) 有・無		合・否		
		③ 車いす使用者用便房がある旨の表示			有・無				
		④ 段を設けない			有・無		合・否		
		⑤ 床面は滑りにくい仕上げ			(仕上げ材)		合・否		
	(2) 車いす使用者用便房の構造	① 腰掛便座の両側に手すりを設置			(手すり) 有・無		合・否		
		② 腰掛便座はできる限り前方・両側から移乗しやすい位置に設置			(講じた措置)				
		③ 車いす使用者の利用に十分な空間の確保			(空間) cm×cm		合・否		
		④ 洗浄装置は操作が容易なもの			(装置) 式		合・否		
		⑤ 施設管理者等へ通ずる非常用呼出装置			有・無		合・否		
5,000 m ² 以上の建築物	⑥ 荷物台を設置			有・無		合・否			
	⑦ 施錠・開錠が容易な施錠装置			(施錠方法)		合・否			
	⑧ 不特定多数の者が利用する場合、1 以上をオストメイト対応とする			(設備) 有・無		合・否			

整備項目	条 件	整 備 基 準	設 計 内 容	適合状況
6 便所	(3) 多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する男子用小便器を設ける場合	① 1以上を手すりがある床置きその他これに類する小便器	(手すり) 有・無 (床置き等) 有・無	合・否
	(4) 不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する便所	① 必要に応じ、出入口又はその付近に点字案内	有・無	
	(5) 2,000㎡以上の建築物	① 不特定多数の者が利用する便所を設ける場合1以上に乳児用いす又は乳児用ベッドを設置	有・無	合・否
	※ 出入口の構造(利用円滑化経路の出入口)	① 出入口幅80cm以上	(内法幅) cm	合・否
		② 自動扉又は車いす使用者が開閉し通過しやすい戸	(開閉方法)	合・否
		③ 戸の前後に高低差がない(水平)	有・無	合・否
		④ ・ 戸にガラスを使用する場合は安全な材種を使用 ・ 全面ガラスとする場合は、視覚障がい者の衝突防止のための措置を講ずる	(材種) (講じた措置)	合・否
7 敷地内の通路	段がある部分	① 滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		② 排水溝には、杖、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ふた	(排水溝の有無) 有・無 (ふたの目幅) cm	合・否
		③ 両側に手すりを設置 ・ 手すりは端部が突出しない構造、不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものは、必要に応じ点字表示	(手すり) 有・無 (講じた措置)	合・否
		④ 段鼻は段を識別しやすい色、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・否
		⑤ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合・否
		⑥ 高齢者、障がい者等が昇降しやすい段の幅、けあげ・踏面・踊場の幅	(講じた措置)	合・否
	傾斜路	④ 傾斜(こう配>1/12又は高さ>16cmでかつこう配>1/20)がある部分の両側に手すりを設置、その他の部分には必要に応じて設置 ・ 手すりは端部が突出しない構造、不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものは、必要に応じ点字表示	(手すり) 有・無 (こう配) / (高さ) cm	合・否
			(手すり) 有・無 (講じた措置)	合・否
		⑤ 傾斜の前後の水平部分と識別しやすい色	(講じた措置)	合・否
		④ 始末端部、曲がり角、折り返し、他の通路との交差部に踏幅150cm以上の水平部分	(踏幅) cm	合・否
		⑤ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合・否
	(1) 利用円滑化経路を構成する敷地内の通路	① 幅140cm以上。不特定多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するものは180cm以上	(幅員) cm	合・否
		② 戸は1②③④の構造		合・否

整備項目	条 件	整 備 基 準	設 計 内 容	適合状況
7 敷地内 の通路	(2) 利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の傾斜路	① 幅 140 cm以上。不特定多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するものは180cm以上、段併設の場合90 cm以上	(内法幅) cm (段併設) 有・無	合・否
		② こう配 1/20 以下 (消融雪装置設置の場合 1/12 以下)	(こう配) / (消融雪装置) 有・無	合・否
		③ 高さ 50 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊場	(高さ) cm (踏幅) cm	合・否
	(3) (自動車車庫・駐車場を除く) 案内表示を設ける場合は、道等から案内表示までの経路の1以上、案内表示を設けない場合は、道等から外部出入口までの経路の1以上 ※ 不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する経路に限る	① 視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声その他の方法の視覚障がい者誘導設備	有・無 (講じた措置)	合・否
② 次の部分に視覚障がい者誘導用ブロック (警告ブロック) を敷設 ・ 車路に近接する部分 ・ 段の上端及び下端、又は傾斜の上端に近接する部分 (こう配 \leq 1/20 の傾斜、又は高さ \leq 16 cmかつこう配 \leq 1/12 の傾斜の場合、段又は傾斜と連続して手すりを設置する踊場の場合を除く。)		(警告ブロック) 有・無 (傾斜) こう配 / 高さ cm (講じた措置)	合・否	
8 駐車場	多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する駐車場を設ける場合、車いす使用者用駐車区画を設置	① 区画は1以上 (駐車区画総数が 100 を超える場合は、1/100 以上) 設置	(全区画数) 台 (内、車いす用) 台	合・否
		② 幅 350 cm以上、奥行き 600cm 以上	(幅) cm (奥行き) cm	合・否
		③ 利用居室又は建物出入口に近いところに設置	(近い位置) 有・無	合・否
	共同住宅等に設けるものを除く	④ 当該部分又はその付近に車いす使用者用である旨を積雪等に配慮し見やすく表示	(表示) 有・無 (講じた措置)	合・否
		⑤ 駐車場の出入口付近に、車いす使用者用区画がある旨積雪等に配慮し表示し、入口から区画までを誘導	(表示) 有・無 (誘導) 有・無	合・否
9 エスカ レータ ー	不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するもの	① 移動手すりの水平部分 120cm 以上、これと連続する固定手すり	(移動手すり水平部分) cm (固定手すりの有無) 有・無	合・否
		② 踏み段、くし板の表面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		③ 踏み段端部とその周辺の明度差を大きく	(講じた措置)	合・否
	④ 乗降口に視覚障害者誘導用ブロックを敷設、固定手すりに誘導等の点字表示	(ブロック) 有・無 (点字表示) 有・無	合・否	
10 洗面所 (客室 に設け るもの を除 く。)	多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する洗面所	① 段を設けない	有・無	合・否
		② 床面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		③ 車いす使用者が利用しやすい高さの洗面器、鏡	高さ(洗面器) cm (鏡) cm	合・否
		④ 両側手すりの設置 操作しやすい水栓器具	(手すりの有無) 有・無 (器具の仕様)	合・否
	出入口の構造(利用円滑化経路の出入口)	① 幅 80cm 以上	(幅) cm	合・否
		② 自動扉又は車いす使用者が開閉し通過しやすい戸	(開閉方法)	合・否
		③ 戸の前後に高低差がない (水平)	有・無	合・否
④ ・戸にガラスを使用する場合は安全な材種を使用 ・全面ガラスとする場合は、視覚障がい者の衝突防止のための措置を講ずる	(材種) (講じた措置)	合・否		

整備項目	条 件	整 備 基 準	設 計 内 容	適合状況	
1 1 浴室、 シャワ ー室、 脱衣室 及び更 衣室	病院、ホテル、老人ホーム 等、老人福祉センター等、 運動施設、公衆浴場に設け る、多数の者が利用し、又 は主に障がい者、高齢者等 が利用するものの1以上	① 段・階段を設けない(やむを得ない場合を 除く)。	(段) 有 ・ 無	合・否	
		② 床面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
		③ 必要に応じ、手すりを設ける			
		④ 車いす使用者が利用できる十分な空間を 確保	(空間) cm× cm	合・否	
		⑤ 浴槽の縁の高さは、障がい者・高齢者に 配慮したもの	(高さ) cm	合・否	
		⑥ 浴室・シャワー室にイスを設ける	有 ・ 無	合・否	
		⑦ 障がい者、高齢者等が容易に操作できる 水栓器具	(器具の仕様)	合・否	
		⑧ 更衣室・脱衣室に、車いす使用者が利用 しやすい脱衣ベンチ	有 ・ 無	合・否	
利用円滑化経路の出入口	・出入口幅80cm以上、1②③④の構造		合・否		
1 2 客室	(1) 宿泊施設(床面積 2,000㎡未満のものを除 く)であって、 客室の総 数が50室以上のものに 設ける客室のうち、当該 客室の総数に100分の1 を乗じて得た客室数以上	① 車いす使用者が利用できる十分な空間を 確保	(空間) cm× cm	合・否	
		② ベッド、手すりを適切に設置	有 ・ 無	合・否	
		③ 室内の出入口幅80cm以上	(幅) cm	合・否	
		④ 室内の戸は障がい者、高齢者等が容易に 開閉できる構造、戸の前後に高低差がない	(戸の構造) (高低差) 有 ・ 無	合・否	
		⑤ 車いす使用者が利用しやすいスイッチ	(高さ) cm	合・否	
		⑥ 便所は6(1)③④、(2)①～⑦の構造	有 ・ 無	合・否	
		⑦ 洗面所は10の構造	有 ・ 無	合・否	
		⑧ 浴室は11②～⑧、段を設けない、非常 用呼出装置を設ける	(段) 有 ・ 無 (呼出装置) 有 ・ 無	合・否	
		⑨ ファクス、点字付き電話等、視覚障がい 者・聴覚障がい者に配慮	(講じた措置)	合・否	
		⑩ 聴覚障がい者に配慮した非常警報装置	有 ・ 無	合・否	
	廊下へ通ずる出入口	・出入口幅80cm以上、1②③④の構造		合・否	
(2) (1)の客室の設置場所	・非常時に避難しやすい場所に設置	(講じた措置)	合・否		
1 3 観覧席 等	(1) 劇場等、集会場等、運 動施設に多数の者が利用 し、又は主に障がい者、高 齢者等が利用する観覧席 や客席を設ける場合	① 原則として、観覧席等の2以上(観覧席総 数が200を超える場合は1/100以上)を車いす 使用者用席とする	(全観覧席数) 席 (車いす使用者席数) 席	合・否	
		② ①の床は水平		合・否	
		③ ①の席は、幅90cm以上、奥行き120cm以上	(幅) cm (奥行き) cm	合・否	
	(2) 観覧席の出入口(利用 円滑化経路上のもの)から (1)の席までの通路	① 幅140cm以上	(幅) cm	合・否	
		② 表面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
		③ 階段・段を設けない	(段) 有 ・ 無	合・否	
		④ 傾斜路は、次の構造	・始末端部、曲がり角、折り返し、他の通路と の交差部に踏幅150cm以上の水平部分	(踏幅) cm	合・否
			・縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合・否
			・こう配1/12以下	(勾配) /	合・否
			・高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場	(高さ) cm (踏幅) cm	合・否
	(3) (1)の施設に設ける不 特定多数の者が利用する 観覧席	・補聴装置を1以上設け、その旨を表示	(補聴装置) 有 ・ 無 (表示) 有 ・ 無	合・否	

整備項目	条 件	整 備 基 準	設 計 内 容	適合状況
14 公衆電話の設置場所	公衆電話を設ける場合	① 出入口幅 80cm 以上	(幅) cm	合・否
		② 開閉しやすい戸	(開閉方法)	合・否
		③ 通過に支障となる段を設けない	(最大段差) cm	合・否
		④ 車いす使用者が利用しやすい高さ、下部の空間	(高さ) cm (空間) 有・無	合・否
		⑤ 難聴者、視覚障がい者が利用しやすい電話機		合・否
15 カウンター等	カウンター・記載台を設ける場合、1 以上	① 車いす使用者が利用しやすい高さ、下部に空間	(高さ) cm (空間) 有・無	合・否
16 案内表示	(1) 案内表示を設ける場合	① 高さ、文字の大きさ、表示内容に配慮	(高さ) cm	合・否
		② 必要に応じ、点字表示又は音声案内等を設置	(点字表示等の有無) 有・無	合・否
		③ 案内用図記号は、できる限り JIS に定めるもの		
		④ 敷地内通路に設ける場合、積雪等に配慮	(講じた措置)	合・否
	(2) 呼び出しを行う案内設備の場合	・音声、文字等により呼び出しを行うもの	(講じた措置)	合・否
17 改札口及びレジ通路	設ける場合、1 以上	① 幅 90cm 以上	(内のり幅) cm	合・否
		② 通過に支障となる段を設けない	(最大段差) cm	合・否
		③ 床面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		④ 必要に応じ、視覚障害者誘導用ブロックを敷設	(講じた措置)	合・否
18 券売機等 (券売機、自動販売機、現金預入・支払機)	(1) 設ける場合、1 以上	① 利用しやすい位置		合・否
		② 車いす使用者が利用しやすい高さ及びカ部に空間	(高さ) cm (空間) 有・無	合・否
		③ 操作ボタン、金銭投入口・取出口等は利用しやすい構造	(仕様)	合・否
	(2) 視覚障がい者が利用しやすい券売機等を設置する場合	④ 視覚障害者が利用しやすい券売機等を設置する場合、視覚障害者誘導用ブロックを敷設	(視覚障がい者対応機) 有・無 (誘導用ブロック) 有・無	合・否
19 授乳及びおむつ替えの場所		① 必要に応じ、授乳及びおむつ替えの場所を設け、ベビーベッドを設置	(場所) 有・無 (ベビーベッド) 有・無	
		② ①の場合、設置の旨を見やすい方法で表示	(表示) 有・無	
20 緊急避難設備	ホテル(3,000 m ² 以上)、老人ホーム等、老人福祉センター等に設けるもの	① 光、文字、音声等による火災報知設備と連動した誘導灯	(点滅装置、誘導音付誘導灯) 有・無	合・否
		② 一斉放送できる設備	有・無	合・否
21 水飲み場	設ける場合、1 以上	① 利用しやすい位置		合・否
		② 車いす使用者が利用しやすい高さ及び下部に空間	(空間) cm× cm	合・否
		③ 操作しやすい水栓器具	(水栓器具の仕様)	合・否
		④ 床面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
22 視覚障がい者誘導用ブロック		① 原則 JIS に定める形状	(形状)	
		② 原則として黄色。周囲の床材と明度の差の大きい色	(色) (周囲の色)	合・否
		③ 十分な強度、ぬれても滑りにくく、耐久性がある	(材種)	合・否
		④ できる限り直線的に、連続的に設置		
		⑤ 壁・床に突出物がある場合、適切な距離を確保して敷設		合・否

判定結果	適合状況	措置状況
整備基準	合・否	指導・助言
表示板交付基準	合・否	——

※ この欄は記入しないでください。

整備基準チェックリスト ※床面積合計 500 m²未満

記入方法

- 「設計内容」欄は、該当する整備項目について、必要な数字または措置の内容等を記入してください。
 ○「適合状況」欄は、該当するものを○で囲んでください。

記入例

	設計内容	適合状況
(突出物)	○有・無	○合・否
(安全な措置)	○有・無	

整備項目	条 件	整備基準	設計内容	適合状況
	(1) 利用円滑化経路(利用居室又は住戸等から道等、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設に至る経路のそれぞれ1以上)	① 階段又は段を設けない (設ける場合は傾斜路又はエレベーターを併設) ※ 利用円滑化経路・・・居室又は住戸等(不特定多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するものを除く)が地上階又は直上階若しくは直下階のみにある場合は、地上階のものまでの経路(以下同じ)	(段の有無) 有・無 (講じた措置)	合・否
1 出入口	(1) 利用円滑化経路上にある出入口(直接客室・住戸等へ通ずるものを除く。)	① ・外部出入口幅80cm以上 ・内部出入口幅80cm以上	(内法幅) cm ----- (内法幅) cm	合・否
		② 自動扉又は車いす使用者が開閉し通過しやすい戸	(開閉方法)	合・否
		③ 戸の前後に、段など高低差がない(水平)	(段の有無) 有・無 (段差) cm	合・否
		④ ・ 戸にガラスを使用する場合は安全な材種を使用 ・ 全面ガラスとする場合は、視覚障がい者の衝突防止のための措置を講ずる	(ガラス) 有・無 (材種) (講じた措置)	合・否
2 廊下等	こう配 $\leq 1/20$ の傾斜、又は高さ ≤ 16 cmでこう配 $\leq 1/12$ の傾斜を除く	① 滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		② 壁面に突出物を設置しない。設置する場合は視覚障がい者の通行の安全上支障がない措置	(突出物) 有・無 (講じた措置)	合・否
		③ 必要に応じ手すりを設置 ・ 手すりは端部が突出しない構造。不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものは、必要に応じ点字表示	(手すり) 有・無 (講じた措置)	合・否
		④ 階段の上端及び下端又は傾斜の上端に近接する廊下等に視覚障害者誘導用ブロック(自動車車庫、駐車場を除く)	(点字ブロック) 有・無 (階段の有無) 有・無 (傾斜) 勾配 / 高さ cm	合・否
(1) 利用円滑化経路を構成する廊下等		① 幅90cm以上、末端付近及び50m以内ごとに車いす転回スペースを設ける場合は幅90cm以上	(内法幅) cm (転回部) 有・無	合・否
		② 自動扉又は車いす使用者が開閉し通過しやすい戸	(開閉方法)	合・否
		③ 戸の前後に高低差がない(水平)	(高低差) 有・無	合・否

整備項目	条 件	整 備 基 準	設 計 内 容	適 合 状 況
2 廊下等	(2) 不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する廊下に案内表示を設ける場合の、外部出入口から案内表示までの経路の1以上(7(3)と一体整備するものうち、廊下部分の構造)	① 視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声その他の視覚障がい者誘導設備を設置。次の場合を除く。 ・直進の風除室内 ・自動車車庫、駐車場の場合 ・管理人が常駐し、人的対応が可能な場合	(誘導設備) 有・無 (講じた措置)	合・否
3 階段	その踊場を含む	① 段がある部分の両側に手すりを設置(踊場には必要に応じて設置) ・手すりは端部が突出しない構造、不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものは、必要に応じ点字表示	(手すり) 有・無 (講じた措置)	合・否
		② 滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		③ 段鼻は段を識別しやすい色、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・否
		④ 主たる階段は回り段としない	(回り段) 有・無	合・否
		⑤ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合・否
		⑥ 高齢者、障がい者等が昇降しやすい段の幅、けあげ・踏面・踊場の幅	(講じた措置)	合・否
	不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するもの(自動車車庫・駐車場を除く)	⑦ 上端及び下端に近接する踊場に視覚障害者誘導用ブロックを敷設(段の部分と連続して手すりを設けた場合を除く)	有・無 (講じた措置)	合・否
4 傾斜路	階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。その踊場を含む	① 傾斜(こう配 $>1/12$ 又は高さ >16 cm)がある部分の両側に手すりを設置、その他の部分には必要に応じて設置 ・手すりは端部が突出しない構造、不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものは、必要に応じ点字表示	(手すり) 有・無 (勾配) / (高さ) cm (講じた措置)	合・否
		② 滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		③ 傾斜の前後の水平部分(廊下、踊場等)と識別しやすい色	(講じた措置)	合・否
		④ 始末端部、曲がり角、折り返し、他の通路との交差部に踏幅150cm以上の水平部分	(踏幅) cm	合・否
		⑤ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合・否
	こう配 $\leq 1/20$ の傾斜、又は高さ ≤ 16 cmでこう配 $\leq 1/12$ の傾斜を除く	④ 上端に近接する踊場に視覚障害者誘導用ブロックを敷設(傾斜の部分と連続した手すりを設けた場合又は自動車車庫・駐車場に設けるものを除く)	(手すり) 有・無 (講じた措置) (勾配) / (高さ) cm	合・否
	(1) 利用円滑化経路を構成する傾斜路	① 幅90cm以上、車いす転回スペースを設けた廊下に接続するものは90cm以上、段併設の場合90cm以上	(内法幅) cm (段併設) 有・無	合・否
		② こう配 $1/12$ 以下	(勾配) /	合・否
		③ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場	(高さ) cm (踏幅) cm	合・否

整備項目	条 件	整備基準			設計内容		適合状況		
5 エレベーター	利用円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビー（かごの停止階は利用居室、住戸等、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階とする） (1) 教育施設、共同住宅等を除く 2,000 m ² 以上の建築物に設けるもの (2) 2,000 m ² 以上の教育施設、共同住宅等に設けるもの (3) 教育施設、共同住宅等を除く 2,000 m ² 未満の建築物に設けるもの (4) 2,000 m ² 未満の教育施設、共同住宅等に設けるもの ※・・・ 不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する場合に整備（自動車車庫、駐車場に設けるものを除く）	構 造		整備必要項目		エレベーターの仕様 □(1) □(2) □(3) □(4)			
			(1)	(2)	(3)	(4)			
		① かごの床面積1.83 m ² 以上	●				(床面積)	m ²	合・否
		② 車いすの転回に支障ないかごの形状	●				(かごの間口)	cm	合・否
		③ 出入口幅 80cm 以上	●	●	●	●	(内法幅)	cm	合・否
		④ かごの奥行き 135cm 以上	●	●			(かごの奥行)	cm	合・否
		⑤ 乗降ロビー150cm×150cm以上（高低差なし）	●	●	●	●	(内法寸法) (高低差)	cm× cm 有 ・ 無	合・否
		⑥ 車いす使用者が利用しやすい制御装置	●	●	●	●	(装置の高さ)	cm	合・否
		⑦ かご内に停止予定階、現在位置の表示装置	●	●	●	●	有 ・ 無		合・否
		⑧ 乗降ロビーにかごの昇降方向の表示装置	●	●	●	●	有 ・ 無		合・否
		⑨ かごの両側に手すり	●	●	●	●	有 ・ 無		合・否
		⑩ かご内に鏡を設置（出入口が複数あり、車いす使用者が円滑に乗降できるものを除く。）	●	●	●	●	(鏡) (講じた措置)	有 ・ 無	合・否
		⑪ かご内に到着階、出入口閉鎖を音声表示装置	※	●	※	●	有 ・ 無		合・否
		⑫ 視覚障害者が円滑に操作できる制御装置	※		※		(点字表示等)	有 ・ 無	合・否
		⑬ 昇降方向の音声表示装置	※	●	※	●	有 ・ 無		合・否
⑭ 乗降ロビーの制御装置に視覚障害者誘導用ブロック	※		※		有 ・ 無		合・否		
⑮ 利用しやすいかごの大きさ			●	●	(内法寸法)	cm× cm	合・否		
6 便所	(1) 多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合	① 車いす使用者用便房を1以上設置			(車いす用)		有 ・ 無	合・否	
		② 人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチやしびんの洗浄ができる水洗装置を備えた便房を1以上設置			(オストメイト対応)		有 ・ 無	合・否	
		③ 車いす使用者用便房がある旨の表示					有 ・ 無	合・否	
		④ 段を設けない					有 ・ 無	合・否	
		⑤ 床面は滑りにくい仕上げ			(仕上げ材)			合・否	
	(2) 車いす使用者用便房の構造	① 腰掛便座の両側に手すりを設置			(手すり)		有 ・ 無	合・否	
		② 腰掛便座はできる限り前方・両側から移乗しやすい位置に設置			(講じた措置)				
		③ 車いす使用者が円滑に利用できる空間の確保			(空間)		cm× cm	合・否	
		④ 洗浄装置は操作が容易なもの			(装置)		式	合・否	
		⑤ 施設管理者等へ通ずる非常用呼出装置					有 ・ 無	合・否	
		⑥ 施錠・開錠が容易な施錠装置			(施錠方法)			合・否	

整備項目	条 件	整 備 基 準	設 計 内 容	適合状況
6 便所	(3) 多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する男子用小便器を設ける場合	① 1以上を手すりがある床置きその他これに類する小便器	(手すり) 有・無 (床置き等) 有・無	合・否
	(4) 不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する便所	① 必要に応じ、出入口又はその付近に点字案内	有・無	
	(5) 2,000 m ² 以上の建築物	① 不特定多数の者が利用する便所を設ける場合 1以上に乳児用いす又は乳児用ベッドを設置	有・無	合・否
	※ 出入口の構造(利用円滑化経路の出入口)	① 出入口幅80cm以上	(内法幅) cm	合・否
		② 自動扉又は車いす使用者が開閉し通過しやすい戸	(開閉方法)	合・否
		③ 戸の前後に高低差がない(水平)	有・無	合・否
		④ ・ 戸にガラスを使用する場合は安全な材種を使用 ・ 全面ガラスとする場合は、視覚障がい者の衝突防止のための措置を講ずる	(材種) (講じた措置)	合・否
7 敷地内の通路	段がある部分	① 滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		② 排水溝には、杖、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ふた	(排水溝の有無) 有・無 (ふたの目幅) cm	合・否
		③ 両側に手すりを設置 ・ 手すりは端部が突出しない構造、不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものは、必要に応じ点字表示	(手すり) 有・無 (講じた措置)	合・否
		④ 段鼻は段を識別しやすい色、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・否
		⑤ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合・否
		⑥ 高齢者、障がい者等が昇降しやすい段の幅、けあげ・踏面・踊場の幅	(講じた措置)	合・否
	傾斜路	④ 傾斜(こう配>1/12又は高さ>16cmでかつこう配>1/20)がある部分の両側に手すりを設置、その他の部分には必要に応じて設置 ・ 手すりは端部が突出しない構造、不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものは、必要に応じ点字表示	(手すり) 有・無 (こう配) / (高さ) cm	合・否
			(手すり) 有・無 (講じた措置)	合・否
		⑤ 傾斜の前後の水平部分と識別しやすい色	(講じた措置)	合・否
		④ 始末端部、曲がり角、折り返し、他の通路との交差部に踏幅150cm以上の水平部分	(踏幅) cm	合・否
		⑤ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合・否
	(1) 利用円滑化経路を構成する敷地内の通路	① 幅90cm以上。不特定多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するものは180cm以上	(幅員) cm	合・否
		② 戸は1②③④の構造		合・否

整備項目	条 件	整 備 基 準	設 計 内 容	適合状況
7 敷地内 の通路	(2) 利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の傾斜路	① 幅 90 cm以上。不特定多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するものは180cm以上、段併設の場合 90 cm以上	(内法幅) cm (段併設) 有・無	合・否
		② こう配 1/20 以下 (消融雪装置設置の場合 1/12 以下)	(こう配) / (消融雪装置) 有・無	合・否
		③ 高さ 50 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊場	(高さ) cm (踏幅) cm	合・否
	(3) (自動車車庫・駐車場を除く) 案内表示を設ける場合は、道等から案内表示までの経路の 1 以上、案内表示を設けない場合は、道等から外部出入口までの経路の 1 以上 ※ 不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する経路に限る	① 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設又は音声その他の方法の視覚障がい者誘導設備	有・無 (講じた措置)	合・否
② 次の部分に視覚障がい者誘導用ブロック (警告ブロック) を敷設 ・ 車路に近接する部分 ・ 段の上端及び下端、又は傾斜の上端に近接する部分 (こう配 ≤ 1/20 の傾斜、又は高さ ≤ 16 cmかつこう配 ≤ 1/12 の傾斜の場合、段又は傾斜と連続し手すりを設置する踊場の場合を除く。)		(警告ブロック) 有・無 (傾斜) こう配 / 高さ cm (講じた措置)	合・否	
8 駐車場	多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する駐車場を設ける場合、車いす使用者用駐車区画を設置	① 区画は 1 以上 (駐車区画総数が 100 を超える場合は、1/100 以上) 設置	(全区画数) 台 (内、車いす用) 台	合・否
		② 幅 350 cm以上、奥行き 600cm 以上	(幅) cm (奥行き) cm	合・否
		③ 利用居室又は建物出入口に近いところに設置	(近い位置) 有・無	合・否
	共同住宅等に設けるものを除く	④ 当該部分又はその付近に車いす使用者用である旨を積雪等に配慮し見やすく表示	(表示) 有・無 (講じた措置)	合・否
		⑤ 駐車場の出入口付近に、車いす使用者用区画がある旨積雪等に配慮し表示し、入口から区画までを誘導	(表示) 有・無 (誘導) 有・無	合・否
9 エスカ レータ ー	不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するもの	① 移動手すりの水平部分 120cm 以上、これと連続する固定手すり	(移動手すり水平部分) cm (固定手すりの有無) 有・無	合・否
		② 踏み段、くし板の表面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		③ 踏み段端部とその周辺の明度差を大きく	(講じた措置)	合・否
		④ 乗降口に視覚障害者誘導用ブロックを敷設、固定手すりに誘導等の点字表示	(ブロック) 有・無 (点字表示) 有・無	合・否
10 洗面所 (客室 に設け るもの を除 く。)	多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する洗面所	① 段を設けない	有・無	合・否
		② 床面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		③ 車いす使用者が利用しやすい高さの洗面器、鏡	高さ(洗面器) cm (鏡) cm	合・否
		④ 両側手すりの設置 操作しやすい水栓器具	(手すりの有無) 有・無 (器具の仕様)	合・否
	出入口の構造(利用円滑化経路の出入口)	① 幅 80cm 以上	(幅) cm	合・否
		② 自動扉又は車いす使用者が開閉し通過しやすい戸	(開閉方法)	合・否
		③ 戸の前後に高低差がない (水平)	有・無	合・否
④ ・ 戸にガラスを使用する場合は安全な材種を使用 ・ 全面ガラスとする場合は、視覚障がい者の衝突防止のための措置を講ずる	(材種) (講じた措置)	合・否		

整備項目	条 件	整 備 基 準	設 計 内 容	適合状況	
1 1 浴室、 シャワ ー室、 脱衣室 及び更 衣室	病院、ホテル、老人ホーム 等、老人福祉センター等、 運動施設、公衆浴場に設け る、多数の者が利用し、又 は主に障がい者、高齢者等 が利用するものの1以上	① 段・階段を設けない(やむを得ない場合を 除く)。	(段) 有 ・ 無	合・否	
		② 床面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
		③ 必要に応じ、手すりを設ける			
		④ 車いす使用者が利用できる十分な空間を 確保	(空間) cm× cm	合・否	
		⑤ 浴槽の縁の高さは、障がい者・高齢者に 配慮したもの	(高さ) cm	合・否	
		⑥ 浴室・シャワー室にイスを設ける	有 ・ 無	合・否	
		⑦ 障がい者、高齢者等が容易に操作できる 水栓器具	(器具の仕様)	合・否	
		⑧ 更衣室・脱衣室に、車いす使用者が利用 しやすい脱衣ベンチ	有 ・ 無	合・否	
利用円滑化経路の出入口	・出入口幅80cm以上、1②③④の構造		合・否		
1 2 客室	(1) 宿泊施設(床面積 2,000㎡未満のものを除 く)であって、客室の総 数が50室以上のものに 設ける客室のうち、当該 客室の総数に100分の1 を乗じて得た客室数以上	① 車いす使用者が利用できる十分な空間を 確保	(空間) cm× cm	合・否	
		② ベッド、手すりを適切に設置	有 ・ 無	合・否	
		③ 室内の出入口幅80cm以上	(幅) cm	合・否	
		④ 室内の戸は障がい者、高齢者等が容易に 開閉できる構造、戸の前後に高低差がない	(戸の構造) (高低差) 有 ・ 無	合・否	
		⑤ 車いす使用者が利用しやすいスイッチ	(高さ) cm	合・否	
		⑥ 便所は6(1)③④、(2)①～⑦の構造	有 ・ 無	合・否	
		⑦ 洗面所は10の構造	有 ・ 無	合・否	
		⑧ 浴室は11②～⑧、段を設けない、非常 用呼出装置を設ける	(段) 有 ・ 無 (呼出装置) 有 ・ 無	合・否	
		⑨ ファクス、点字付き電話等、視覚障がい 者・聴覚障がい者に配慮	(講じた措置)	合・否	
		⑩ 聴覚障がい者に配慮した非常警報装置	有 ・ 無	合・否	
	廊下へ通ずる出入口	・出入口幅80cm以上、1②③④の構造		合・否	
(2) (1)の客室の設置場所	・非常時に避難しやすい場所に設置	(講じた措置)	合・否		
1 3 観覧席 等	(1) 劇場等、集会場等、運 動施設に多数の者が利用 し、又は主に障がい者、高 齢者等が利用する観覧席 や客席を設ける場合	① 原則として、観覧席等の2以上(観覧席総 数が200を超える場合は1/100以上)を車いす 使用者用席とする	(全観覧席数) 席 (車いす使用者席数) 席	合・否	
		② ①の床は水平		合・否	
		③ ①の席は、幅90cm以上、奥行き120cm以上	(幅) cm (奥行き) cm	合・否	
	(2) 観覧席の出入口(利用 円滑化経路上のもの)から (1)の席までの通路	① 幅140cm以上	(幅) cm	合・否	
		② 表面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
		③ 階段・段を設けない	(段) 有 ・ 無	合・否	
		④ 傾斜路は、次の構造	・始末端部、曲がり角、折り返し、他の通路と の交差点部に踏幅150cm以上の水平部分	(踏幅) cm	合・否
			・縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合・否
			・こう配1/12以下	(勾配) /	合・否
			・高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場	(高さ) cm (踏幅) cm	合・否
	(3) (1)の施設に設ける不 特定多数の者が利用する 観覧席	・補聴装置を1以上設け、その旨を表示	(補聴装置) 有 ・ 無 (表示) 有 ・ 無	合・否	

整備項目	条 件	整 備 基 準	設 計 内 容	適合状況
14 公衆電 話の設 置場所	公衆電話を設ける場合	① 出入口幅 80cm 以上	(幅) cm	合・否
		② 開閉しやすい戸	(開閉方法)	合・否
		③ 通過に支障となる段を設けない	(最大段差) cm	合・否
		④ 車いす使用者が利用しやすい高さ、下部の空間	(高さ) cm (空間) 有・無	合・否
		⑤ 難聴者、視覚障がい者が利用しやすい電話機		合・否
15 カウン ター等	カウンター・記載台を設ける場合、1 以上	① 車いす使用者が利用しやすい高さ、下部に空間	(高さ) cm (空間) 有・無	合・否
16 案内表 示	(1) 案内表示を設ける場合	① 高さ、文字の大きさ、表示内容に配慮	(高さ) cm	合・否
		② 必要に応じ、点字表示又は音声案内等を設置	(点字表示等の有無) 有・無	合・否
		③ 案内用図記号は、できる限り JIS に定めるもの		
		④ 敷地内通路に設ける場合、積雪等に配慮	(講じた措置)	合・否
	(2) 呼び出しを行う案内設備の場合	・音声、文字等により呼び出しを行うもの	(講じた措置)	合・否
17 改札口 及びレ ジ 通 路)	設ける場合、1 以上	① 幅 90cm 以上	(内り幅) cm	合・否
		② 通過に支障となる段を設けない	(最大段差) cm	合・否
		③ 床面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		④ 必要に応じ、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設	(講じた措置)	合・否
18 券売機 等 (券 売機、 自動販 売機、 現金預 入・支 払機)	(1) 設ける場合、1 以上	① 利用しやすい位置		合・否
		② 車いす使用者が利用しやすい高さ及びカ部に空間	(高さ) cm (空間) 有・無	合・否
		③ 操作ボタン、金銭投入口・取出口等は利用しやすい構造	(仕様)	合・否
	(2) 視覚障がい者が利用しやすい券売機等を設置する場合	④ 視覚障害者が利用しやすい券売機等を設置する場合、視覚障害者誘導用ブロックを敷設	(視覚障がい者対応機) 有・無 (誘導用ブロック) 有・無	合・否
19 授乳及びおむつ替えの場所		① 必要に応じ、授乳及びおむつ替えの場所を設け、ベビーベッドを設置	(場所) 有・無 (ベビーベッド) 有・無	
		② ①の場合、設置の旨を見やすい方法で表示	(表示) 有・無	
20 緊急避 難設備	ホテル(3,000 m ² 以上)、老人ホーム等、老人福祉センター等に設けるもの	① 光、文字、音声等による火災報知設備と連動した誘導灯	(点滅装置、誘導音付誘導灯) 有・無	合・否
		② 一斉放送できる設備	有・無	合・否
21 水飲み 場	設ける場合、1 以上	① 利用しやすい位置		合・否
		② 車いす使用者が利用しやすい高さ及び下部に空間	(空間) cm× cm	合・否
		③ 操作しやすい水栓器具	(水栓器具の仕様)	合・否
		④ 床面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
22 視覚障 がい者 誘導用 ブロッ ク		① 原則 JIS に定める形状	(形状)	
		② 原則として黄色。周囲の床材と明度の差の大きい色	(色) (周囲の色)	合・否
		③ 十分な強度、ぬれても滑りにくく、耐久性がある	(材種)	合・否
		④ できる限り直線的に、連続的に設置		
		⑤ 壁・床に突出物がある場合、適切な距離を確保して敷設		合・否

特定適合施設表示板交付基準

整備項目	条 件	整 備 基 準				設 計 内 容	適 合 状 況		
23 利用円滑化経路	利用円滑化経路(利用居室又は住戸等から道等、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設に至る経路のそれぞれ1以上)	建築物内にある、すべての居室又は住戸までの経路を、利用円滑化経路に整備					合・否		
24 便所	2,000 m ² 以上の建築物に設ける車いす使用者用便房	不特定多数の者が利用する場合、1以上をオストメイト対応とする。					合・否		
25 駐車場		8の駐車場を1以上設ける。					合・否		
26 エレベーター	利用円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーのそれぞれ1以上(かごの停止階は利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階とする) (1) 教育施設、共同住宅等を除く 2,000 m ² 以上の建築物に設けるもの (2) 2,000 m ² 以上の教育施設、共同住宅等に設けるもの (3) 教育施設、共同住宅等を除く 2,000 m ² 未満の建築物に設けるもの (4) 2,000 m ² 未満の教育施設、共同住宅等に設けるもの ※・・・ 不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する場合に整備(自動車庫の用途は適用しない)	構 造	整備必要項目				エレベーターの仕様 □(1) □(2) □(3) □(4)		
			(1)	(2)	(3)	(4)			
		①	かごの床面積1.83 m ² 以上	●	●			(床面積) m ²	合・否
		②	車いすの転回に支障ないかごの形状	●	●			(かごの間口) cm	合・否
		③	出入口幅80cm以上	●	●	●	●	(内法幅) cm	合・否
		④	かごの奥行き135cm以上	●	●			(かごの奥行) cm	合・否
		⑤	乗降ロビー150cm×150cm以上(高低差なし)	●	●	●	●	(内法寸法) cm× cm (高低差) 有・無	合・否
		⑥	車いす使用者が利用しやすい制御装置	●	●	●	●	(装置の高さ) cm	合・否
		⑦	かご内に停止予定階、現在位置の表示装置	●	●	●	●	有・無	合・否
		⑧	乗降ロビーにかごの昇降方向の表示装置	●	●	●	●	有・無	合・否
		⑨	かごの両側に手すり	●	●	●	●	有・無	合・否
		⑩	かご内に鏡を設置(出入口が複数あり、車いす使用者が円滑に乗降できるものを除く。)	●	●	●	●	有・無	合・否
		⑪	かご内に到着階、出入口閉鎖を音声表示装置	※	●	※	●	有・無	合・否
		⑫	視覚障害者が円滑に操作できる制御装置	※		※		(点字表示等) 有・無	合・否
		⑬	昇降方向の音声表示装置	※	●	※	●	有・無	合・否
⑭	乗降ロビーの制御装置に視覚障害者誘導用ブロック	※		※		有・無	合・否		
⑮	利用しやすいかごの大きさ			●	●	(内法寸法) cm× cm	合・否		

規模又は構造、地形の状況等により、整備基準に適合させることが著しく困難な整備項目がある場合、記入してください。

判定結果	適合状況	措置状況
整備基準	合・否	指導・助言
表示板交付基準	合・否	——

※ この欄は記入しないでください。

整備基準チェックリスト

記入方法

記 入

- 「設計内容」欄は、該当する整備項目について、必要な数字または措置の内容等を記入してください。
○「適合状況」欄は、該当するものを○で囲んでください。

設計内容	適合状況
(全駐車台数) 50 台 (内、車いす使用者用施設数) 1 台	合・否

整備項目	整備基準	設計内容	適合状況
路外駐車場			
(1) 車いす使用者用駐車施設の設置	① 100 台以下は1 台以上、100 台超は1/100 以上設置	(全駐車台数) 台 (車いす使用者用) 台	合・否
(2) (1)の駐車施設の構造	① 区画の幅 350cm 以上、奥行き 600cm 以上	(幅) cm (奥行き) cm	合・否
	② 当該区画又はその付近に車いす使用者用である旨を積雪等に配慮し見やすく表示	(表示) 有・無 (講じた措置)	合・否
	③ 歩行者用出入口又は車両用出入口から近い位置に設置		合・否
(3) 道路から駐車場へ通ずる出入口付近	① 車いす使用者用区画がある旨を積雪等に配慮し表示し、入口から車いす使用者用区画まで誘導	(表示) 有・無 (誘導) 有・無	合・否
(4) (2)③の経路上の構造	① 段を設けない（傾斜路併設時を除く）	(段の有無) 有・無 (傾斜路) 有・無	合・否
(5) 歩行者用通路の構造	① 滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	② 幅 180cm 以上	(幅員) cm	合・否
	④ 排水溝には、杖、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ふた	(排水溝の有無) 有・無 (ふたの目幅) cm	合・否
	段がある部分	⑤ 両側に手すりを設置、手すりは端部が突出しない構造 ⑥ 段を識別しやすい色、つまずきにくい構造 ⑦ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり ⑧ 高齢者、障がい者等が昇降しやすい段の幅、けあげ・踏面・踊場の幅	(手すり) 有・無 (講じた措置) (講じた措置) (立ち上がり) cm (講じた措置)
傾斜路	⑨ 傾斜（こう配>1/12 又は高さ>16 cmでかつこう配>1/20）がある部分の両側に手すりを設置、その他の部分には必要に応じて設置、手すりは端部が突出しない構造	(傾斜) 有・無 (こう配) / (高さ) cm (講じた措置)	合・否

整備項目	整備基準	設計内容	適合状況
傾斜路	⑩ 幅 180cm 以上、段併設の場合 90 cm以上	(内法幅) cm (段併設) 有 ・ 無	合・否
	⑪ こう配 1/20 以下 (消融雪装置設置の場合は 1/12 以下)	(こう配) /	合・否
	⑫ 高さ 50 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊場	(高さ) cm (踏幅) cm	合・否
	⑬ 傾斜の前後の水平部分と識別しやすい色	(講じた措置)	合・否
	⑭ 始末端部、曲がり角、折り返し、他の通路との交差部に踏幅 150cm 以上の水平部分	(踏幅) cm	合・否
	⑮ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合・否

規模又は構造、地形の状況等により、整備基準に適合させることが著しく困難な整備項目がある場合、記入してください。

整備項目	整備基準に適合しない理由	設計内容	代替措置等

正

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

札 幌 市 長

住 所

届出者

氏 名

〔 法人の場合は、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名 〕

札幌市福祉のまちづくり条例第 18 条第 1 項の規定により、協議した施設の整備が完了しましたので、次のとおり届け出ます。

公共的施設の名称							
公共的施設の所在地		札幌市 区					
新設等の種別		・新築 ・増築 ・改築 ・大規模の修繕（模様替） ・用途変更					
主たる用途							
工事完了年月日		年 月 日					
協議年月日		年 月 日		受付番号		第 号	
監理者	住所						
	氏名	☎ (担当者)					
施工者	住所						
	氏名	☎ (担当者)					
※ 処 理 欄	部長	課長	係長	係	検査結果		受付印
					年 月 日 <input type="checkbox"/> 整備基準に適合 <input type="checkbox"/> 新築（適合証交付） <input type="checkbox"/> 増築等部分 <input type="checkbox"/> 増築等部分及び当該部分 までの経路（適合証交付） <input type="checkbox"/> 表示板を交付 <input type="checkbox"/> 指導・助言 <input type="checkbox"/> 勧告		

- 備考 1 ※印欄は、記入しないで下さい。
2 本様式による届出は、適合証又は特定適合施設表示板の交付請求を兼ねるものとする。

副

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

札 幌 市 長

住 所

届出者

氏 名

[法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名]

札幌市福祉のまちづくり条例第 18 条第 1 項の規定により、協議した施設の整備が完了しましたので、次のとおり届け出ます。

公共的施設の名称			
公共的施設の所在地		札幌市 区	
新設等の種別		・新築 ・増築 ・改築 ・大規模の修繕（模様替） ・用途変更	
主たる用途			
工事完了年月日		年 月 日	
協議年月日		年 月 日	受付番号 第 号
監理者	住 所		
	氏 名	☎ (担当者)	
施工者	住 所		
	氏 名	☎ (担当者)	
※ 検査の結果	(検査年月日) 年 月 日	受 付 印	

備考 ※印欄は、記入しないで下さい。

札幌市福祉のまちづくり条例

整備基準適合証

交付番号 第 _____ 号
 交付年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

様

札幌市長

次の公共的施設は、札幌市福祉のまちづくり条例第 15 条に定める整備基準に適合していることを証します。

公共的施設の名称			
公共的施設の所在地	札幌市 _____ 区		
新設等の種別			
主たる用途			
適合証交付請求 年月日	年 _____ 月 _____ 日	適合証交付請求 通知番号	第 _____ 号

正

適合証交付請求書

年 月 日

札幌市長

住所

請求者

氏名

〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名 〕

札幌市福祉のまちづくり条例第23条の規定により、次のとおり関係書類を添えて適合証の交付を請求します。

公共的施設の名称							
公共的施設の所在地		札幌市 区					
新設等の種別		・新築 ・増築 ・改築 ・大規模の修繕(模様替) ・用途変更 ・既存等					
主たる用途				構造		造	
階数		地上階・地下階		建築面積		㎡ (戸)	
内 訳	用途	階数	公共的施設部分	その他の部分	既存部分	合計	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
延べ床面積			㎡	㎡	㎡	㎡	
工事予定年月日		着手	年 月 日			完了	年 月 日
施設管理者	住所						
	氏名	☎ (担当者)					
※ 処 理 欄	部長	課長	係長	係	検査結果		受付印
					年 月 日		
					<input type="checkbox"/> 適合証を交付 <input type="checkbox"/> 不適合のため交付しない		交付第 号

- 備考 1 「内訳」欄は、多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する部分（公共的施設の部分）とその他の部分、増築等の場合は既存部分も記入して下さい。
- 2 複合施設等で公共的施設に係わる共用部分は公共的施設に含めて下さい。
- 3 ※印欄は、記入しないで下さい。

副

適合証交付請求書

年 月 日

札幌市長

住所

請求者

氏名

〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名 〕

札幌市福祉のまちづくり条例第23条の規定により、次のとおり関係書類を添えて適合証の交付を請求します。

公共的施設の名称							
公共的施設の所在地		札幌市 区					
新設等の種別		・新築 ・増築 ・改築 ・大規模の修繕(模様替) ・用途変更 ・既存等					
主たる用途				構造		造	
階数		地上階・地下階		建築面積		㎡(戸)	
内訳	用途	階数	公共的施設部分	その他の部分	既存部分	合計	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
延べ床面積			㎡	㎡	㎡	㎡	
工事予定年月日		着手	年 月 日		完了	年 月 日	
施設管理者	住所						
	氏名	☎ (担当者)					
※ 検査の結果	(検査年月日)					受付印	
	年 月 日					交付第 号	

備考 ※印欄は、記入しないで下さい。

正

適合証交付請求書

年 月 日

札幌市長

住所

請求者

氏名

〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名 〕

札幌市福祉のまちづくり条例第 23 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて適合証の交付を請求します。

公共的施設の名称							
公共的施設の所在地		札幌市 区					
公共的施設の種類							
工事の種類		・新設 ・増設等 ・既存等					
規模等		駐車の用に供する面積 m ² その他					
工事予定年月日		着手	年 月 日			完了	年 月 日
施設管理者	住所						
	氏名	☎ (担当者)					
※ 処 理 欄	部長	課長	係長	係	協議結果		受付印
					年 月 日		
					<input type="checkbox"/> 適合証を交付 <input type="checkbox"/> 不適合のため交付しない		通知第 号

備考 ※印欄は、記入しないで下さい。

副

適合証交付請求書

年 月 日

札幌市長

住所

請求者

氏名

〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名 〕

札幌市福祉のまちづくり条例第23条の規定により、次のとおり関係書類を添えて適合証の交付を請求します。

公共的施設の名称					
公共的施設の所在地		札幌市 区			
公共的施設の種類					
工事の種類		・新設 ・増設 ・既存等			
規模等		駐車の用に供する面積 m^2 その他			
工事予定年月日		着手	年 月 日	完了	年 月 日
施設管理者	住所				
	氏名	☎ (担当者)			
※ 検査の結果	(検査年月日) 年 月 日				受付印
					通知第 号

備考 ※印欄は、記入しないで下さい。



備考

- 1 マークと英文字は「BF ピンク」、文字は「BF グレー」とする。
- 2 特色指定での印刷の場合の指定色は「BF ピンク」が DIC289、「BF グレー」が DIC544 を使用する。
- 3 4色カラー印刷（プロセス印刷）の場合は、「BF ピンク」が Y40%+M70%、「BF グレー」が K70%+C10%を使用する。

正

特定適合施設表示板交付請求書

年 月 日

札幌市長

住所

請求者

氏名

〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名 〕

札幌市福祉のまちづくり条例第 24 条第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて特定適合施設表示板の交付を請求します。

公共的施設の名称							
公共的施設の所在地		札幌市 区					
新設等の種別		・新築 ・増築 ・改築 ・大規模の修繕(模様替) ・用途変更 ・既存等					
主たる用途				構造		造	
階数		地上階・地下階		建築面積		㎡ (戸)	
内 訳	用途	階数	公共的施設部分	その他の部分	既存部分	合計	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
延べ床面積			㎡	㎡	㎡	㎡	
工事予定年月日		着手	年 月 日		完了	年 月 日	
施設管理者	住所						
	氏名	☎ (担当者)					
※ 処 理 欄	部長	課長	係長	係	検査結果		受付印
					年 月 日		
				<input type="checkbox"/> 表示板を交付 <input type="checkbox"/> 不適合のため交付しない		通知第 号	

- 備考 1 「内訳」欄は、多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する部分（公共的施設の部分）とその他の部分、増築等の場合は既存部分も記入して下さい。
 2 複合施設等で公共的施設に係わる共用部分は公共的施設に含めて下さい。
 3 ※印欄は、記入しないで下さい。

副

特定適合施設表示板交付請求書

年 月 日

札幌市長

住所

請求者

氏名

〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名 〕

札幌市福祉のまちづくり条例第 24 条第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて特定適合施設表示板の交付を請求します。

公共的施設の名称							
公共的施設の所在地		札幌市 区					
新設等の種別		・新築 ・増築 ・改築 ・大規模の修繕（模様替） ・用途変更 ・既存等					
主たる用途				構造		造	
階数		地上階・地下階		建築面積		㎡（戸）	
内訳	用途	階数	公共的施設部分	その他の部分	既存部分	合計	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
延べ床面積			㎡	㎡	㎡	㎡	
工事予定年月日		着手	年 月 日		完了	年 月 日	
施設管理者	住所						
	氏名	☎ (担当者)					
※ 検査の結果	(検査年月日)					受付印	
	年 月 日					通知第 号	

備考 ※印欄は、記入しないで下さい。

(表)

第 号	
身 分 証 明 書	
写 真	所 属 職 氏 名
年 月 日生	
上記の者は、札幌市福祉のまちづくり条例第 25 条の規定により立ち入り調査 を行う職員であることを証明する。	
年 月 日	札 幌 市 長
	<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">印</div>

(裏)

札幌市福祉のまちづくり条例（抜粋）

（報告の徴収及び立入調査）

第 25 条 市長は第 17 条から第 20 条まで、第 22 条第 2 項、第 23 条及び前条の規
定の施行に必要な限度において、公共的施設を所有し、又は管理する者（施
設新設者等を含む。）に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、公共的施設
若しくはその工事現場に立ち入り、整備基準への適合状況その他必要な事項
について調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、